

1. 令和2年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

令和2年4月15日 開議

日程1 仮議席の指定

日程2 議選挙第1号 議長の選挙について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

日程3 議席の指定

日程4 会議録署名議員の指名

日程5 会期の決定

日程6 議選挙第2号 副議長の選挙について

日程7 議選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程8 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程9 議発第1号 広報広聴特別委員会の設置について

日程10 議発第2号 議会改革特別委員会の設置について

日程11 議発第3号 空き家対策特別委員会の設置について

日程12 議発第4号 濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について

日程13 議発第5号 予算特別委員会の設置について

日程14 議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について

日程15 議選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任について

日程16 議選任第5号 空き家対策特別委員会委員の選任について

日程17 議選任第6号 濃飛横断道整備促進特別委員会委員の選任について

日程18 議選任第7号 予算特別委員会委員の選任について

日程19 議案第67号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）

日程20 議案第68号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程21 議案第69号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））

日程22 議案第70号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））

- 日程23 議案第71号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程24 議案第72号 郡上市副市長の選任同意について
- 日程25 議案第73号 郡上市監査委員の選任同意について
- 日程26 議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第75号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健康福祉部長	和 田 美江子
農林水産部長	五味川 康 浩	商工観光部長	可 児 俊 行
教 育 次 長	佃 良 之	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大 坪 一 久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩 田 亨 一
--------	---------	-----------------------	---------

議 会 事 務 局
議 会 総 務 課
総 務 係 長

三 島 栄 志

○議会事務局長（大坪一久君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、野田勝彦議員が年長の議員でありますので、御紹介させていただきます。

野田議員、議長席のほうへお願いいたします。

（年長議員 野田勝彦議員 議長席に着く）

○臨時議長（野田勝彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介いただきました野田勝彦でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（野田勝彦君） ただいまの出席議員は18名でございます。欠席議員はございません。

定足数に達していますので、ただいまから令和2年第2回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

（午前 9時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（野田勝彦君） 日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎市長挨拶

○臨時議長（野田勝彦君） それでは、ここで、日置市長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。マスクを着けたまま失礼をいたします。

令和2年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まずもって、このたびの郡上市議会議員選挙において厳しい戦いを勝ち抜かれ、見事当選の栄に

浴されました議員各位に心からお祝いを申し上げます。これからの4年間、議会と執行機関と立場は異なりますが、ともに市民の皆様の負託に応えてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、開会をいたしました臨時議会は、執行機関といたしましては、専決処分をいたしました事件の承認を求めるもの、任期満了に伴う人事案件の同意を求めるもの、条例の一部を改正しようとするもの、また令和2年度予算に係る補正をお願いするものなどについて、議決をいただくために招集をさせていただいたものであります。

ここで、議案の説明に先立ちまして、4期目に臨むに当たっての、私の市政推進に関する所信を簡潔に申し述べさせていただきたいと存じます。

このたび、市民の皆様方の御支持をいただき、引き続き4期目の市政を担わせていただくこととなりました。平成20年4月に郡上市長に就任をして12年、また合併により郡上市が誕生して満16年が過ぎました。12年前、1期目の市政に臨むに当たり、私は、1つ、市民みんなが一体感の持てる公平・公正な市政を推進する、2つ目、誰もが安心して住み続けられる元気な郡上をつくる、3つ目、必要な仕事は進めつつ、財政の健全化を図る、この3つが、みずからの使命であると深く心に刻みました。そして、一貫してその使命感のもとに諸施策を推進してまいりました。おかげさまで市政は、市民、市議会、市職員の皆様の御理解、御協力、御尽力により、着実に一步一步進んでまいりました。

市民は、郡上市民として成熟の度を増し、全国から注目される幾つかの地域活性化策も一定の成果を上げつつあり、財政も地方債残高の大幅な減少などを見ることができました。

しかしながら、人口減少、超高齢化の進行への対応、地域経済の活性化等の課題は、今なお山積しております。また、合併に伴う財政上の特例措置も平成30年度までで終わった今、老朽化した数多くの公共施設やインフラなどへの対応という異次元の新しい行財政上の挑戦が始まります。このような情勢に鑑みると、これからの4年間は、観光立市郡上などの郡上市づくりの歩みを継続して確実に前に進めるとともに、今回の新型コロナウイルスの問題もそうありますが、情勢の変化や技術革新などにも柔軟に対応しながら、持続的発展をかけての確かな歩みと果敢な挑戦を進めなければならない大切な時期であると存じます。

私は、これからの4年間で新しく策定した第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、第2次郡上市総合計画を基本としつつ、1、産業の振興と雇用の確保、2、環境・防災・社会基盤の整備、3、健康・子育て・福祉の充実、4、教育・文化・人づくりの推進、5、自治・まちづくりの推進、6、健全な行財政運営の推進といった政策の柱に沿って、市政に取り組んでまいりたいと存じます。

市民の皆様とともに、私もその先頭に立って汗をかいていきたいと存じますので、引き続きの御

支援、御協力をお願い申し上げるものであります。

なお、現下の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、最後のほうで申し述べます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回、提案をしました議案は全部で9件あります。

まず、議案第67号は、郡上市税条例の一部改正に係る専決についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるため、所要の改正を行ったものであります。

議案第68号は、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が、これも同じく令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるため、課税限度額の引き上げ等、所要の改正を行ったものであります。

議案第69号から議案第71号までは、令和元年度の郡上市一般会計及び郡上市小水力発電事業特別会計の補正予算の専決についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業費の増額、または年度末における事業の確定や財源の確定等に伴い、所要の補正を行ったものであります。

議案第72号は、郡上市副市長の選任同意についてであります。郡上市副市長の任期が令和2年5月13日をもって満了するため、その選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第73号は、郡上市監査委員の選任同意についてであります。識見を有する方のうちから選任する監査委員の任期が令和2年4月29日をもって満了すること、また、議員のうちから選任する監査委員が、議員の任期満了に伴い欠員となっていることから、それぞれ監査委員を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第74号は、市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。本市の厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の今任期中の給料月額を、これまでと同様に引き続き削減するものであり、市長においては10%、副市長、教育長においては5%を削減することについて、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第75号は、令和2年度郡上市一般会計予算の補正をお願いするものであります。

歳出の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす地域経済への対策として、労働力不足に対する農業労働力確保支援事業に294万円、事業者の資金繰り確保のための融資に対する利子補給として、構造改革支援事業に398万4,000円、事業者の雇用調整助成金の上乗せ補助として、雇用対策推進事業に1,200万円、マスク、高濃度アルコール消毒液等の備蓄品を購入する災害対策事業費に553万4,000円などをそれぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、財政調整基金繰入金を充てることとし、歳

入歳出それぞれ2,970万1,000円の追加補正をお願いするものであります。

以上が、本臨時会に提出をいたしました議案の概要であります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に関し申し上げます。

国内における感染者数は、4月14日時点で8,000人を超え、岐阜県では127人に及んでおります。この危機的状況に、国は、去る4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を感染が拡大する7都府県を対象に発令いたしました。各知事からは、不要不急の外出の自粛要請がなされ、また店舗等への休業要請についても対応が図られているところであります。

岐阜県においては、危機的状況を見据え、4月3日、「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」として、感染防止対策に向け、古田知事の強いメッセージが発信をされました。さらに急増する県内感染者の状況に鑑み、県独自の非常事態宣言が4月10日に発令をされました。4月19日までとしておりましたさきの2週間作戦を5月6日まで強化・延長するとともに、医療体制の充実・強化や景気、経済、生活雇用対策等が推し進められるものであります。不要不急の外出の自粛要請の徹底、感染リスクの高まる密閉・密集・密接のいわゆる3密状況の回避及び事業者の方への営業時間短縮等のお願いなどが示されております。

市においても、岐阜県と連携を密にし、この危機的状況の打開に向け、最大限の対策を行っているところであります。本来なら、4月に実施される予定の東京五輪聖火リレーや、さくら道国際ネイチャーランを初めとする多くの催事等が延期または中止となり、また、さまざまな公共サービスが休止となるなど、市民の皆様には、落胆と不安を抱かせ、また御不便をおかけしており、申しわけないことと存じますが、どうか、郡上一丸となり、この難局を乗り越えていけますよう、御協力をお願いするものであります。

そして、このようなときこそ正しい情報をもとに、冷静な行動により、うわさや風評などには惑わされないよう、御留意をいただきたいということを市民の皆様に変更をお願いをするものであります。

市といたしましては、今後とも市議会を初め、市内関係機関、諸団体とも緊密な連携をとり、市民の健康や生活を守り、地域の経済を守るために最善の対策を講じていく所存でありますので、よろしくをお願い申し上げます。

以上をもちまして、市政推進に向けた御挨拶並びに議案の提案説明といたします。令和2年4月15日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○臨時議長（野田勝彦君） ありがとうございます。

◎議選挙第1号について

○臨時議長（野田勝彦君） では、日程2、議選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田勝彦君） ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名したいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田勝彦君） 異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定いたしました。

指名をいたします。議長に山川直保君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました山川直保君を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田勝彦君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山川直保君を議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました山川直保君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長に当選されました山川直保君より御挨拶をいただきます。お願いします。

（「自席」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（野田勝彦君） 自席のほうでお願いいたします。

○新議長（山川直保君） お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは、栄誉ある郡上市議会の議長に御選任を賜りまして、心より感謝を申し上げたいと思います。また、私自身、その責務の大きさにひしひしとそれを感じつつ、これからの議会運営に身を引き締めて対応してまいりたいと思っております。

また、前任でございます兼山議長、また田代副議長におかれましては、大変、公平・公正な議会を運営されまして、まことに御苦労さまでございました。ありがとうございました。

また、私は、議員各位の御理解と、そしてまた御支援を賜りながら、円滑なる議会運営と、そしてさらなる議会の活性化に努めてまいりたいということを思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

我が国の地方自治の本旨は、議会と執行部はともに切磋琢磨をして、市民生活の向上のために努

めていくという、このいわゆる二元代表制にあります。したがって、本議会におきましても執行部としっかりと議論を重ねながら、市民の皆様のために施策をしっかりと実行してまいりたい、そして、このあすの地方自治発展のためにささげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

さて、新市郡上が誕生いたしまして17年目を迎えるわけでございます。歴代の市長様、また日置市長におかれましては、4期目のかじ取りをお願いするわけでございますけれども、本市におきましては、財源といたしまして、やはりこの合併特例債というものを基軸にした、そうした予算が組まれてきたわけでございますが、30年度をもってその期限が切れるということでございます。そして、また今のコロナ問題と相まって、令和2年度からのこの市政運営というものは、非常に厳しいものがあると思います。

日置市長の先ほどのお言葉にもございました産業振興、また雇用という言葉もございましたけれども、やはり、どこにどういう予算を持っていくか、そして、いかにそれが郡上市の発展のために寄与するかということを、我をも真剣に取り組まなければならないということを感じております。

また、昨日の新聞でしたでしょうか、日置市長が着任になっての御挨拶がありまして、新聞で、私、非常に感銘を受けたわけでございますが、市長みずから、「私が間違った方向に行けば、市の執行部の方々も直言をしていただきたい」ということを発せられておりました。私、非常に、市長のお言葉としては、これは謙虚であって、しっかりとこの郡上市の進む方向を間違えないようにというその精神からのあらわれじゃないかと思ひまして、感動させていただきました。

我々市議会といたしますと、照らし合わせますと、我々の市議会議員は、やはり市民の皆様方にしっかりと相対して、そして直言をいただきながら、そしてそれを自分の中で考えて、これは正しいか、間違いか、どうかということをこの執行部、またこの議場の中でしっかりと議論をしていかなければならないなということを感じさせていただきました。

さて、コロナの対策のことに一言触れたいと思います。

ずっと市のほうでは、対策本部立ち上げられまして、非常にそれに対処していただいております。昨今のこのニュース見ておきましても、非常にこの世界、また日本、あとこの岐阜県も危機的状況に遭うんではなかろうかということを思います。この先の見えない危機、これは本市にとっても非常にピンチであります。ピンチをチャンスに変えるといえますか、このピンチをいい逆境と捉えて、一つのこの郡上市で、長く続く中の、一つのまた逆境を乗り越えるチャンスとして捉えていただきたいなということを思います。

このコロナに打ち勝つという言葉の表現よりも、私はこのコロナを乗り越える、今からも幾つも幾つもあるこの郡上市の難、多難に向かって、それを乗り越えていくという気概を我々も持たなければなりません。そして、この危機が脱したときに、「それでこそ郡上」、そして、「さ

すが郡上」と言われるようなまちであるために、我々の責務が大きいのではないのでしょうか。

終わりに臨みまして、私、浅学非才でございますが、皆様方の御協力をいただきながら、円滑な議会運営に当たりたいと思いますし、さらに、郡上市のこのピンチを脱して発展いたしますことと、議員の皆様方の御健勝、またお力をしっかりと郡上に賜りますことを心より念じながら、私からの就任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（野田勝彦君） 議長に当選されました山川直保君、今後ともよろしく願います。
議長を交代する間、二、三分の休憩といたします。ありがとうございました。

（午前 9時56分）

○議長（山川直保君） 失礼いたします。休憩前に引き続きまして、会議を再開いたしたいと思えます。

（午前 9時57分）

○議長（山川直保君） 報道のため、写真撮影を許可しましたので願います。

ここで、日程の追加をしたいと思えます。

日程3、議席の指定から日程28、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの26件を日程に追加したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。日程3、議席の指定から日程28、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてまでの26件を日程に追加することに決定いたしました。

追加議事日程につきましては、お手元に配布してありますので願います。

◎議席の指定

○議長（山川直保君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、ただ今御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 本田教治君、2番 長岡文男君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山川直保君） 日程5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は、本日4月15日と4月16日の2日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日4月15日と4月16日の2日間と決定しました。

会期日程につきましては、お手元に配布してありますのでお目通しください。

◎議選挙第2号について

○議長（山川直保君） 日程6、議選挙第2号 副議長選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。副議長の選挙の方法は、指名推選により行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名をいたします。副議長に森藤文男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました森藤文男君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました森藤文男君を副議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました森藤文男君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました森藤文男君より御挨拶をいただきます。

○副議長（森藤文男君） 失礼をいたします。このたび副議長を拝命しました森藤文男です。まことに重責を担うことになりまして、本当に身の引き締まる思いであります。そしてまた、緊張感でい

っぱいで足元も本当に震えるような、そういった思いであります。微力ではありますが、山川議長さんをお支えし、また、議会と執行機関の連携をしっかりと図り、また、協調し、市民の皆様方の付託に応えるべく責務を果たすよう努めてまいります。新型コロナウイルスで非常に多くの問題を抱えてはありますが、雲外蒼天という言葉がございます。どんな困難にも打ち破れば、その先には本当に明るい先があるというふうな言葉で、非常に私は思い出が深いそういった言葉にはなっております。

皆様方の一同の御指導御鞭撻を賜り、本当にこの責務を果たしていきたいというふうな所存でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（山川直保君） 副議長に当選されました森藤文男君、今後ともよろしくお願いします。

◎議選任第1号及び議選任第2号について

○議長（山川直保君） 日程7、議選任第1号 常任委員会委員の選任について、日程8、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたします。

事務局から報告いたします。議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君） それでは報告します。

議選任第1号の常任委員会委員につきまして、報告させていただきます。

初めに、総務常任委員会の委員に18番 美谷添 生議員、13番 田代はつ江議員、11番 田中やすひさ議員、10番 山川直保議員、5番 蓑島もとみ議員、2番 長岡文男議員の以上6名でございます。

産業建設常任委員会の委員に17番 清水敏夫議員、15番 尾村忠雄議員、14番 兼山悌孝議員、9番 野田勝彦議員、8番 原喜与美議員、4番 田中義久議員の以上6名でございます。

文教民生常任委員会の委員に16番 渡辺友三議員、12番 森喜人議員、7番 森藤文男議員、6番 三島一貴議員、3番 田代まさよ議員、1番 本田教治議員の以上6名でございます。

続いて、議選任第2号の議会運営委員会の委員でございますが、17番 清水敏夫議員、16番 渡辺友三議員、14番 兼山悌孝議員、13番 田代はつ江議員、11番 田中やすひさ議員、9番 野田勝彦議員、7番 森藤文男議員の以上7名でございます。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に指名することに決定いたしました。

◎議発第1号から議発第5号までについて（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程9、議発第1号 広報広聴特別委員会の設置についてから日程13、議発第5号 予算特別委員会の設置についてまでの5議案を一括議題といたします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（大坪一久君） 議発第1号 広報広聴特別委員会の設置について。

次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。令和2年4月15日提出、郡上市議会議長 山川直保。

名称、広報広聴特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、議会に対する市民の意向の把握及び情報提供のための調査・研究。委員の定数、8人。調査の期間、調査の終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

議発第2号 議会改革特別委員会の設置について。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。令和2年4月15日提出、郡上市議会議長 山川直保。

名称、議会改革特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、議会改革に関する調査・研究。委員の定数、8人。調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

議発第3号 空き家対策特別委員会の設置について。

次のとおり空き家対策特別委員会を設置するものとする。令和2年4月15日提出、郡上市議会議長 山川直保。

名称、空き家対策特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、空き家対策に関する調査・研究。委員の定数、8人。調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

議発第4号 濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について。

次のとおり濃飛横断道整備促進特別委員会を設置するものとする。令和2年4月15日提出、郡上市議会議長 山川直保。

名称、濃飛横断道整備促進特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第6条。目的、濃飛横断自動車道整備促進に関する調査。委員の定数、8人。調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

議発第5号 予算特別委員会の設置について。

次のとおり予算特別委員会を設置するものとする。令和2年4月15日提出、郡上市議会議長 山川直保。

名称、予算特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条第4項及び郡上市議会委員会条例第

6条。目的、一般会計、各特別会計並びに企業会計の予算に関する調査及び審査。委員の定数、17人。調査の期間、調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続し調査を行う。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 質疑、討論を省略し、議発第1号から議発第5号までの5議案を一括して採決いたします。

議発第1号 広報広聴特別委員会の設置について、議発第2号 議会改革特別委員会の設置について、議発第3号 空き家対策特別委員会の設置について、議発第4号 濃飛横断道整備促進特別委員会の設置について、議発第5号 予算特別委員会の設置について、以上5議案について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、議発第3号、議発第4号、議発第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました各特別委員会につきまして、ただいま議決されたとおり設置目的に関する調査等を付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会の設置目的に関する調査等を付託の上、閉会中の継続審査とすることといたします。

◎議選任第3号から議選任第7号までについて

○議長（山川直保君） 日程14、議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任についてから日程18、議選任第7号 予算特別委員会委員の選任についてまでの5議案を一括議題とします。

ただいま議題となっております各特別委員会の委員の選任については、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

事務局から報告いたします。

○議会事務局長（大坪一久君） それでは、特別委員会の委員を報告させていただきます。

議選任第3号の広報広聴特別委員会の委員に17番 清水敏夫議員、16番 渡辺友三議員、14番 兼山悌孝議員、9番 野田勝彦議員、8番 原喜与美議員、7番 森藤文男議員、3番 田代まさよ議員、1番 本田教治議員の以上8名でございます。

次に、議選任第4号の議会改革特別委員会の委員に16番 渡辺友三議員、13番 田代はつ江議員、12番 森喜人議員、9番 野田勝彦議員、6番 三島一貴議員、4番 田中義久議員、3番 田代まさよ議員、2番 長岡文男議員の以上8名でございます。

次に、議選任第5号の空き家対策特別委員会の委員に18番 美谷添生議員、13番 田代はつ江

議員、11番 田中やすひさ議員、8番 原喜与美議員、6番 三島一貴議員、5番 蓑島もとみ議員、2番 長岡文男議員、1番 本田教治議員の以上8名でございます。

次に、議選任第6号の濃飛横断道整備促進特別委員会の委員に18番 美谷添 生議員、17番 清水敏夫議員、15番 尾村忠雄議員、14番 兼山悌孝議員、12番 森喜人議員、11番 田中やすひさ議員、5番 蓑島もとみ議員、4番 田中義久議員の以上8名でございます。

次に、議選任第7号の予算特別委員会の委員につきましては、議長を除く17名ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ただいま指名しましたとおり、各特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

郡上市議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、委員会が終了するまで暫時休憩とします。

委員会の開催場所については、事務局から報告します。

○議会事務局長（大坪一久君） 本日の委員会につきましては、それぞれの会議室で行いたいと思いますが、招集の方はさせていただかないということで、よろしくお願いいたします。

ということで、議場からいったん出ていただくだけという形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） それでは、休憩時間ですけれども、10時30分から開会いたしたいと思います。

（午前10時16分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時30分）

○議長（山川直保君） 各委員会の委員長、副委員長の報告をいたします。

事務局に報告させます。

○議会事務局長（大坪一久君） それでは、各委員会の正副委員長を報告させていただきます。

総務常任委員会委員長、田中やすひさ議員、副委員長、田代はつ江議員。

産業建設常任委員会委員長、兼山悌孝議員、副委員長、原喜与美議員。

文教民生常任委員会委員長、渡辺友三議員、副委員長、三島一貴議員。

議会運営委員会委員長、清水敏夫議員、副委員長、野田勝彦議員。

広報広聴特別委員会委員長、野田勝彦議員、副委員長、本田教治議員。

議会改革特別委員会委員長、森喜人議員、副委員長、田代まさよ議員。

空き家対策特別委員会委員長、美谷添 生議員、副委員長、蓑島もとみ議員。

濃飛横断道整備促進特別委員会委員長、清水敏夫議員、副委員長、田中義久議員。

予算特別委員会委員長、田代はつ江議員、副委員長、長岡文男議員。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 各委員会の委員長、副委員長は、ただいま報告しましたとおり決定いたしました。

◎議案第67号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程19、議案第67号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第67号をお願いします。専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目からは改正条例の改め文が6ページついてございます。その後に、新旧対照表が21ページほどついております。少しわかりづらいですので、別途添付いたしました資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、「資料」と右肩に書いてあります資料のほうをお開き願いたいと思います。後ろのほうに添付されていると思います。少し説明のほう長くなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、改正の概要について説明をさせていただきます。

改正の要旨としましては、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日については、令和2年4月1日でございます。右側には、新旧対照表のページを括弧書きで「P幾つ」というふうに記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、改め文の第1条による改正から説明をさせていただきます。

1つ目ですが、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の変更についてでございます。新旧対照表では1ページでございます。第36条の3の2の対応でございます。

現条例の個人市民税の非課税要件の一つとして、寡婦または寡夫または単身児童扶養者としておりますが、令和2年度の税制改正では、未婚のひとり親に対する公平な税制支援を行うため、寡夫

と単身児童扶養者をまとめてひとり親とした寡婦控除制度の見直しによりまして、給与所得者が支払者に提出する扶養親族申告書において、婚姻をしないで児童を扶養しているようなひとり親である単身児童扶養者である旨の記載を不要としました。この資料の一番最後に、その扶養親族等の申告書を添付させていただいております。こちらをごらんいただいて、一番下の欄に単身児童扶養者という欄がございますが、この欄が不要となり削除されるということでございます。年末調整の折に、この申告書を出されることがあると思いますが、こちらの一番下が削除されるということでございます。

説明のほうに戻っていただいて、1ページお願いします。これによりまして、これを規定する条例第36条の3の2の見出し中の字句の訂正をし、また、申告書における記載事項を規定する第1項第3号の単身児童扶養者に該当する旨を削除します。そして、第4号を繰り上げるというものでございます。

それから、2番目でございますが、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書でございます。新旧対照表は1ページから2ページでございます。第36条の3の3になります。個人市民税に係る公的年金等受給者に対して、同様の改正をするものでございますので、よろしくお願いします。

それでは、2ページをお願いします。

3つ目で、法人の市民税の申告納付です。新旧対照表は2ページ、第48条関係でございます。

条例第48条の第2項は、租税特別措置法第66条の7で規定する、申告納付すべき法人税から外国税額を控除できることを規定したものでありますが、租税特別措置法の改正によりまして、引用条文、これの項ずれの訂正を行うものでございますので、よろしくお願いします。

それでは、4番目ですが、たばこ税の課税免除でございます。新旧対照表では7ページから8ページ、第96条の第2項、3項でございます。

たばこ税の課税につきまして、日本から輸出を目的とする輸出業者に対して、課税を免除する旨を規定する条例第96条の条文に、免除を受けようとする場合は既定の申告書に税額等を記載し、かつ根拠となる書類を保存している場合に限って適用する旨の条文を2項でございますが、これを追加し、それ以降の項ずれによる変更を行うものでございます。さらに、品質の悪変等によりまして、課税の免除の適用を受ける場合の提出書類を規定した、地方税法施行規則第16条の2の3に第2項が追加されたことに伴いまして、引用条文の変更、それから字句の訂正を行うものでございます。

3ページ、お願いします。5番目ですが、たばこ税の申告納付の手続きでございます。新旧対照表は3ページから4ページ、第98条でございます。

たばこ税の申告納付の手続きについて規定する第98条の条文中、課税免除の適用を受ける場合の添付書類について、引用条文の項ずれを訂正するものでございます。

6 番目、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございます。新旧対照表は 9 ページから 10 ページ、附則第 8 条関係でございます。

租税特別措置法第 25 条の改正によりまして、肉用牛の売却に係る所得割の課税免除の適用期間が 3 年間延長されました。これに伴って、郡上市税条例附則第 8 条の個人の市民税課税における肉用牛の売却に係る課税免除の適用期間についても 3 年間延長し、令和 6 年度までとするものでございます。

7 番目、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、新旧対照表では 15 ページから 16 ページでございます。附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項の関係でございます。

国や地方公共団体等に対する土地の譲渡等である優良住宅地及び確定優良住宅地、住宅予定地の増税のために土地を譲渡した場合の市民税の分離課税税率の特例を、適用期間が 3 年間延長されたことによりまして、郡上市税条例附則第 17 条の 2 の特例の期間を同様に 3 年間、令和 5 年度まで延長をする改正でございます。

8 番目、固定資産税の納税義務者についてでございますが、新旧対照表は 2 ページから 5 ページでございます。第 54 条の第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項の関連でございます。

第 54 条の第 2 項では、固定資産税は登記簿または土地家屋課税台帳に登録がされている所有者に課することを規定しておりますが、下記、下に書いてありますように「登録が」の「が」を取る下記の字句訂正を行うものでございます。

4 ページお願いします。

第 54 条第 4 項では、固定資産税の課税において、所有者が災害等の事由によりまして不明な場合は、使用者を所有者とみなして課税することができる旨を規定する条文に、使用者に課税する際は、その使用者に通知しなければならない、この旨を追加するものでございます。

第 54 条第 5 項では、所有者が不明な土地等に対する課税について、市が住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と記されるものや、その他の関係者への質問を行っても、なお所有者が明らかでない場合には、その使用者を所有者とみなして課税することができることとなり、この場合は、あらかじめ使用者に通知する旨を規定した条項を新設するものでございます。

第 54 条の第 6 項です。こちらは、土地改良事業等による仮換地における土地の課税について、仮換地の指定があった場合は従前の土地の所有者をもって所有者とみなして固定資産税を課する旨を規定した第 54 条第 5 項について、前項の条文の追加によりまして、第 54 条第 6 項とするということです。また、同項中の字句の訂正を行うものでございますので、よろしくお願いします。

5 ページお願いします。

第 54 条第 7 項、国が造成する埋め立て地で工作物を設置している場合、使用しているものを所有

者とみなすことを規定した第54条第6項において、第5項が追加されたことに伴いまして、第54条第7項とすることや、地方税法施行令の改正による引用条文の条ずれが発生しておりますので、これの訂正及び字句の訂正を行うものでございます。

9つ目、固定資産税の課税標準についてでございます。新旧対照表5ページから6ページ。第61条第8項、9項、10項の関連でございます。

大規模償却資産や新設の大規模償却資産の課税標準の特例を定めた第8項における字句の訂正を行うものでございます。

第61条第10項の条文中、地方税法349条の3第1項の規定が廃止されましたので、これに伴う項ずれ、または引用条文の訂正を行うものでございます。

10番目は、法349条の3第27項等の条例で定める割合ということで、新旧対照表では6ページでございます。第61条の2第1項、第2項、第3項関連でございます。

固定資産税の課税標準の特例を定めました地方税法349条の3中、第1項が廃止されましたので、これによる引用条文の項ずれの訂正を行うものでございます。全てこれでございますので、6ページの中段にかけてそれぞれ1項、2項、3項とありますが、こういうことでございますのでよろしくをお願いします。

6ページをお願いします。

11番目、現所有者の申告について、新旧対照表では6ページから7ページ。第74条の3関連でございます。

土地及び家屋について、登記簿に登録されている個人が死亡している場合において、現に所有しているものは、現に自分が所有していることを知った日から3カ月以内に当該現所有者の住所、氏名等、下記に記載してございます事項を申告しなければならない旨を規定する条文を追加するものでございます。

それから、12は固定資産に係る不申告に係る過料について、新旧対照表では7ページ、第75条関連でございます。

正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、10万円以下の過料を科する旨を規定する第75条の条文中、現所有者がすべき申告の義務を規定する上記の第74条の3が追加されたことに伴いまして、字句の訂正と引用条文の追加を行うものでございます。

7ページ、13番、特別土地保有税の納税義務者についてでございます。新旧対照表は9ページ、第131条関連になります。

国が造成する埋め立て地で工作物を設置し使用しているものについて、使用者を所有者とみなすことを、特別土地保有税の納税義務者について準用する旨を規定した条文中、引用条文である第54条に、4ページの第5項が追加されましたので、これに伴う項ずれの訂正を行うものでございます。

14は、読みかえ規定でございます。新旧対照表では10ページ、附則第10条の関連でございます。

公害防止それから再生エネルギー発電、地震対策等のように供する施設で、法律で定める施設の場合は、その特例により計算した額とする読みかえ規定の条例第10条に、震災等によって滅失した償却資産に係る課税標準の特例及び大規模償却資産の課税標準の特例を加えるものでございます。そして、字句の訂正も含めて行うものでございます。

15番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございます。新旧対照表では10ページから12ページ、附則第10条の2第2項から第16項の関係でございます。

地方税法附則第15条において、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設に対する課税の特例が廃止されたことや、その他引用する地方税法附則の項番号の変更に伴いまして、附則第10条の各項番号の変更と引用条文の項ずれの訂正を行うものでございます。7ページから8ページにかけて、その旨を記載しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、8ページの16番目、宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年分の固定資産税の特例についてでございます。新旧対照表では12ページから14ページ、附則第12条第1項から5項関連でございます。

附則第12条第1項から第5項中の、下記に記載してあります改正前に「または法附則」という「法」の字句訂正を行うもので、「法」を取るというものでございます。こちらのほうは、条項のほうに前段落で「法」というものがついている場合は、その後の文につきましては、「法」を取るということになっておりますので、その改正を行うものでございます。

以下、17、18について同様の訂正でございますので、よろしくお願いをいたします。

9ページ19番、改め文第2条による改正でございます。

郡上市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、新旧対照表では17ページ、令和元年の条例第9号第2条に係るものでございます。

令和元年条例第9号第2条を、令和元年9月議会で改正をした第24条第1項第2号におきまして、今回の地方税法の改正によりまして、単身児童扶養者の表記を削除することになりましたので、前回の改正が令和3年1月1日の適用でしたので、その適用前であることから、令和元年条例第9号第2条のうち、第24条第1項第2号中、「または寡婦を、寡婦・寡夫または単身児童扶養者に改める」を削除するものでございます。下記には改め文、上段が改め文の改正、それから下段が条文の改正について記載をしております。

それから次が、改め文第3条による改正でございます。

20番、郡上市税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、新旧対照表18ページから19ページでございます。平成31年の条例第21号に関連したものでございます。

附則第1条、第2条第2項、第3項及び同表の表中の元号を下記のように改めるものでござい

すので、よろしくお願いします。

それから10ページお願いします。改め文の第4条に係る改正でございます。

21番目、郡上市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表では20ページから21ページ、令和元年条例第9号に係るものでございます。

令和元年9月議会で改正をしました附則第1条において、単身児童扶養者である旨の表記が削除されることから、その施行日を規定する令和元年条例第9号附則第1条第3号、令和元年9月議会で改正したのですが、これの規定を削除し、第4号においては「前号に掲げる改正規定を除く」を削除するものでございます。

同じく、次は、附則第3条第1項、2項、第3項でございます。令和元年条例第9号、令和元年9月議会で改正した第36条の2第1項から第3項について、準則に沿いまして、再度下記の字句の訂正をさせていただくものでございます。

上から、同じく附則第4条でございますが、附則第1条第3号に掲げる単身児童扶養者を表記する旨を削除したことに伴いまして、その経過措置を規定する改め文の附則第4条を削除するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 今、説明がありましたが、この固定資産税の課税をするのに、使用者を所有者とみなすという形の説明がございましたが、物があるんで課税されることはいいとしても、その課税された人の後の権利というものは、どういうことになられるのかということについて御質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） ただいまの改正は、所有者はあるんですが、現に使ってみえる方に対して課税を行うものでございますので、所有者としては所有をしてみえる方、これが所有者になるというふうに解釈をしております。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） これは今思うと、課税をする側の勝手な言い分であって、課税されるほうは課税をされて、そしてその税金を払うわけですので、その物件について自分は権利があつて当たり前のことなんです。そこら辺のことは、後トラブルが起きないものか、またそのことについてはどのような対処をされるつもりでみえるんかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 所有者につきましては、登記等をされている方がやっぱり所有者になるわけでありますので、そういうことであると思いますが、現に使用されている方につきましては、いろんな事情で登記も進んでみえない場合もあるでしょうし、そういうこともあると思いますので、なるべく市としては所有者の移転の登記を進めてもらうようなこととお話をして進めていきたいと思ひますし、それに係る市としてできることがあれば、お手伝いをしていく形で進めていきたいというふうに思ひます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） そうしましたら、それからもう一つは、申告をしなければならないということで、それを怠った場合は10万円の罰金を科すという部分がありましたが、そういうことは現在までに事例があるのかなひのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 今までに、過料を科したことはことはござひません。市としましても、そうならないように事前に御連絡をする等しまして、そういう形にならないふうに現在はおひしておりますので、過去に過料をお支払いいただいたことはござひません。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 固定資産税については滞納がないのかもしれませんが、やはり条文をつくっただけで運用がそのとおりにできていないと、やらなくてもええというようなことではいかんと思ひますが、ただ、やっぱり税を払うほうの身にも配慮をいただきたいというふうに思ひますが、このことはあんまり厳格にやりますと、非常に問題が起きる可能性もござひますので、難しいことかもしれませんが、そういうことのないように運用をいただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（山川直保君） ほか、質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。今の御質問と同じようなことにはなりますけれども、議案要旨のところに、端的に書いてある一定の調査を行ってもなお所有者が不明な場合は、使用者を所有者とみなして課税することができる規定を追加するというので、新規追加される条項になるわけですが、所有者不明土地は、非常にいろんな問題があると思ひます。その中で、今回この税条例において課税することができるということになるわけですが、実際に大変難しいと

思うんです、その現地を確認して、その客体を把握していくということが。ですから、今言われたように、これを実際やるには、どのようにやるのだということとか、もう一つは、新規課税というのが、それにおいて何か見込まれておるかどうか、これは今後のことになるかと思いますが、ちょっとこの2点聞きたいと思います。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） ただいまの御質問、田中議員おっしゃるとおりで、非常に難しい作業になるというふうに理解しております。簡単であればすぐわかっておることですので、ただ、こういう規定がされたということですので、市としましては最善の調査を行いながら、新しくと言いますか、正しい課税ができるような形で努力をしまいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） そのほか質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） すみません、ありがとうございます。ちょっと関連もあるんですが、説明の中で、6ページの11番の現所有者の申告というところがあるんですが、中身はわかるんですけども、登記簿、特に土地、家屋なんかの場合には、亡くなった場合には登記をしない例が結構ありまして、これやと所有者が死亡してから3カ月以内に現所有者の氏名を申告しなければということが、今回改めて言われておるわけですが、現実には郡上市の場合は、亡くなった場合には現所有者には課税はされていないのか、あえてこれは今回うたわれておるということは、義務づけることにしても、なかなかこれは市民の皆さんに登記のできない土地もあつたりして、なかなかそのことが出来なくてなっている場合には、普通ですと使っている所有者のところへ課税されていると思っておったんですが、これでいくと、改めてしないと課税していないというふうにも理解できますが、その辺のところの現状をお聞きしたいと思います。なぜ入ったのかということ。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 郡上市の現状につきましては、今回こういうふうに規定はされましたが、従前から固定資産の現所有者に対しまして、相続人代表指定届というような様式でもって提出をお願いをこちらからしまして、もしくはしていただいて、適正な課税ができるようなふうに、この条例が整備される前から運用としてはやっているような状況でございます。条例の方は、ちょっと後追いになった形ですが、明文化をさせていただいたということですので、よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案を可とすることに決定いたしました。

◎議案第68号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程20、議案第68号 専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、議案第68号を説明いたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

皆様お持ちの議案の資料の一番後ろにあります、1枚ものの資料のほうで説明をいたします。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、4月1日より施行されることになったことによるものでございます。

改正内容は2点あります。1点目は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げであります。添付の資料の中にあります基礎賦課分であります医療費分の課税限度額を2万円引き上げ61万円から63万円に、介護納付金分の課税限度額を1万円引き上げ16万円から17万円に、合わせて3万円引き上げて99万円になるというものでございます。これは、医療費の増加が見込まれる中、中間所得層の負担をできるだけ緩和することが狙いであります。この運用ルールとしまして、被用者保険とほぼ

同様に超過世帯割合を1.5%に近づけるため、段階的に引き上げようとするものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減制度の拡充です。低所得者に対する国保税の軽減措置としまして、均等割と平等割について5割軽減と2割軽減の軽減判定基準を拡充するものでございます。添付の資料の下段の表に、1人世帯といったところがあります。ごらんください。5割軽減の場合は、一人当たり5,000円拡充されることから、61万円から61万5,000以下の所得に拡充されます。2人世帯では89万円から90万円以下になります。同様に2割軽減は、一人当たりの1万円が拡充されることから、1人世帯では84万円から85万円以下に拡充されます。これは、物価上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、消費者物価指数などの経済動向などを踏まえまして見直されるものであります。

今回の課税限度額の引き上げの市の影響についてですが、平成30年の所得で試算しますと、対象世帯数は医療分で4件の減となります。介護分では6件の減といったところになります。その影響額は153万3,000円。この結果、課税限度額を超える世帯率は医療分では0.95%、支援分では1.98%、介護分では1.43%程度になる見込みであります。

また、保険税軽減の拡充での影響ですが、平成30年所得で試算しますと、5割軽減世帯が19件、対象は34人となります。2割軽減世帯が3件、対象は6人といった増加になります。その減収分を97万円というふうに見込んでおります。

議案書の、新旧対照表の1ページをお願いします。

条例の第2条は課税額の規定をしておりますが、同条の2項において基礎課税額の課税限度額61万円を63万円に、同条第4項において介護給付金課税額の課税限度額を16万円を17万円に改めるものです。条例第23条は、国民健康保険税の減額を規定しております。第2条と同様に、基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引き上げるための改正ということで、同条の第2項で5割軽減の規定におきまして、被保険者一人当たり乗すべき金額28万円を28万5,000円に、同条第3項の2割軽減の規定も同様に、51万円を52万円に改めるものでございます。この条例は、公布日から施行しまして、令和2年4月1日から適用するものでございます。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田です。この出された専決の議案68号そのものについては、さしたる異議を挟むものではないんですが、前から私、申し上げているように、この均等割については、従来、郡上市の場合は結構高い水準だったと思います。そういうことも含めて、子どもさんの数が多いほど、この負担は非常に大きくなるということは従前どおりなんです、ぜひともこれは軽減するかあるいは廃止の方向を目指してほしいということを申し上げてきたんですが、そう

いう検討はなされましたかどうかというのを聞きたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今の御質問に対しましては、各市町村ごといろんな考え方で均等割、平等割のところの割合は決めているところでございます。郡上市も、今回出ているこの割合については十分検討した上で提示、今回といいますか、今、決めているこの均等割については、十分検討した結果でございますので、それをまた再度検討したというところはございませんが、情勢を見ながらまた必要に応じ考えていきたいとは思っております。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） はい。新たな検討はなされていないということのようですが、ぜひとも今回はこれでいいですので、来年度といいますか、大分先になりますけどもね、ぜひともこれは軽減あるいは廃止の方向を実現していただきたいと。やっぱり私たち、少子化対策として子どもさんがふえれば、それにつれて均等割り非常に大きくなるっていうのは大きな問題だと思いますので、ぜひとも実現をしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） そのほか、質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第68号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって議案第68号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。議案第68号について原案のとおり、可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案を可とすることに決定いたしました。

◎議案第69号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程21、議案第69号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第69号をお願いします。

専決処分した事件の承認について、令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）、上記予算について地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月24日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいて、一般会計補正予算書専決第2号の1ページをお開きください。

令和元年度郡上市の一般会計補正予算専決第2号は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,179万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億6,992万7,000円とする。

第2条繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。

4ページをお願いいたします。

4ページ第2表、繰越明許費補正の表でございます。追加でございます。農林水産業費、農業費の世界農業遺産推進事業を金額142万6,000円でございます。こちらは郡上漁協——郡上漁業協同組合——が行う河川環境美化施設トイレの整備において、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして便器の納入が年度内に不可能となり、繰越すことになったものでございます。

続きまして商工費、新型コロナウイルス商工緊急対策事業プレミアム付き商品券の発行補助でございます、569万1,000円。同じく新型コロナウイルス観光緊急対策事業、市民限定の市内宿泊助成事業511万9,000円。どちらも年度を超えて引き続き経済対策を実施する必要があるため、繰越すものでございます。合計としましては、1,223万6,000円ということでございます。

予算の詳細につきましては、お配りしました事業概要説明一覧表のほうで説明をさせていただきます。

それでは、事業概要説明一覧表のほうをお開きいただきたいと思います。

1ページは歳入でございます。款11地方交付税、普通交付税でございますが、772万6,000円の増でございます。これは補正財源分としてでございます。

次に、15項15款国庫支出金でございます。

児童福祉費補助金の地域子ども・子育て支援事業補助金309万6,000円の増額でございます。学校休校に伴う放課後児童クラブ開所に要した人件費に係る補助でございます。11クラブ分です。

同じく保育対策総合支援事業費補助金75万7,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う私立・公立保育園のマスク、消毒液、体温計等の物品購入への補助金でございます。

16款県支出金でございます。総務費、総務管理費県補助金、県清流の国地域振興補助金18万円の増額でございます。こちらは庁舎や保健施設、小中学校での手指消毒液などの購入及び学校の休校

に伴う余剰牛乳の配付事業への県振興補助金の採択によるものでございます。

続きまして障害福祉費補助金、臨時休校に伴う放課後デイサービス支援事業補助金 3 万 1,000 円の増でございます。臨時休校に伴う放課後デイサービスの利用増加に対する県補助金の採択によるものでございます。歳入合計としまして 1,179 万円でございます。

2 ページの歳出のほうをお願いします。こちらはすべて新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策経費でございますのでよろしくお願いします。

3 款民生費、児童通所支援事業、こちらは臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援事業の増額補助分の採択による財源の更生でございます。県支出金 3 万 1,000 円。

続きまして、放課後児童健全育成事業、こちらも新型コロナウイルス感染症対策に伴う放課後児童クラブ、これの開所に要した人件費に係る補助金の採択による税源更生でございます。国庫支出金です。

保育環境改善等事業、68 万 8,000 円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症に伴う私立の保育園 7 園の消毒液等の購入やマスク、体温計等の購入に係る補助でございます。10 分の 10 の補助事業です。

それから保育園管理運営経費、こちらは公立保育園 5 園に係る消毒液等の購入に係る補助金、10 分の 10 の採択に伴いました財源更生でございます。

4 款衛生費、母子保健事業事務経費及び下段の乳幼児健診につきまして、こちらは県清流の国地域振興補助金の採択によりまして財源更生を行うものでございます。市内の保健施設、保健関係事業所における手指の消毒液の購入経費に係るものでございます。

次、5 款農林水産業費、新型コロナウイルス畜産物支援事業 11 万 7,000 円の増額でございます。臨時休校に伴う学芸の停止に対する牛乳消費拡大等の緊急経済対策に係るものでございます。市内保育園、幼稚園、放課後児童クラブの牛乳提供経費でございます。

それから 6 款商工費、新型コロナウイルス商工緊急対策事業 569 万 1,000 円の増額でございます。郡上市飲食宿泊プレミアム付き、5,000 円分に 1,000 円分のプレミアムが付いた商品券、これの 5,000 セットの発券に係るプレミアム等事務費の補助事業でございます。

次が新型コロナウイルス観光緊急対策事業 529 万 4,000 円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大が甚大な観光業に対する緊急対策に伴うものでございますが、事務補助員の人件費 1 名分、それから市民限定の宿泊助成金でありますとかそういったものを事業として総額するものでございます。

8 款消防費、災害対策事業費こちらは、県清流の国地域振興補助金の採択によりまして、消毒液等の購入でございますが、財源更生を行うものでございます。

9 款教育費、小学校管理事務経費及び下の中学校管理事務経費につきましては、こちらも県清流

の国地域振興補助金の採択によりまして財源更生を行うものでございます。合計としまして1,179万円。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番野田です。2、3点お願いします。

今の2ページのところですが、中ほどに畜産物支援事業の欄がございますね、11万7,000円、その右側の理由のところに括弧で200ミリリットル×1,670本と、200ミリリットルですから牛乳瓶1本ちょっとという程度が1,670本、牛乳は、生乳はもう毎日生産されていきますが、余剰分としてこれだけで消費が消化されていくわけではなかろうと思います。いかにも、ちょっと量的にこれでいいのかなという気がしますが、一応債務関係のこの消費といいますか、これを促すためにもこれは拡大できないだろうかという質問が第1点であります。

二つ目ですが、その次の宿泊プレミアム付きの商品券とその下、観光緊急対策事業はすでに執行されているはずですが、もう広報にも出ておりまして、これの利用の状況、今段階で分かれば教えていただきたい。以上です。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） はい。失礼します。それでは畜産物支援事業の中で、いわゆる量的に少し少ないんじゃないかという御趣旨の御質問だと思いますが、こちらにつきましては、郡上の牛乳につきましては、郡上市から美濃酪農協同組合というところに出荷をして、これは郡上市だけでなく、ほかの他市も含めた形の中で学校給食の生乳として製造をしております。で、一部高鷲地域についてはたかすファーマーズというところで生乳をしておりますが、今回、美濃酪のほうから、いわゆる基本的には受け止めた生乳は他県のところの不足するところに回したりとかいう部分は運用するけども、それでもなおかつ厳しい現状の中で御協力をお願いしたいと依頼を受けて実施をしたものであります。で、結果的には市内保育園、幼稚園とそして放課後児童クラブには2週に渡って配付をさせていただきましたし、これ以外に市職員にいわゆる購入の呼びかけをさせていただいたところ、3,327本という形の、まあ、事前の応援体制ができましたので、現状的には大体17日ぐらいの学乳の、3月は予定でありましたが、その中の1.5日分はこの支援策で市としては賄えておりますし、美濃酪自身としても、結果こういった各市が支援をいただいたお陰で加工に回すことなく生乳は生乳として処理ができたということでの御報告をいただいております。後は4月に入ってから引き続きの状況がありますので、またその時に適した対応をとらせていただけたらというふうに考えております。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼します。今ほどの商品券の利用と宿泊助成の利用状況というところでございますが、まずはプレミアム付き商品券のほうにつきましては、3月30日から5月29日を使用期限、いわゆる販売期限としておりまして、使用期間を9月30日までということで販売をさせていただいております。まず、こちらのほうの利用状況につきましては実際換金されたかどうかという部分はまだ、ちょっとわからない部分でありますので、販売の実績ということで申し上げたいというふうに思いますが、券を買われた方が——これは4月10日現在ということになります——後ほどその券もちょっと御説明のほうさせていただきたいと思いますが、3,525セット、5,000セットに対して3,525セットの販売でございます。これは全体の71%というところでございます。先ほど申し上げましたように5月29日までという思いでその販売の期間を設けさせていただきましたが、先般の4月10日の県によりますコロナ感染症の非常事態宣言を受けまして、4月12日曜日をもち、一時休止というふうにさせていただきました。それで、先ほど申し上げました実績というところでございます。

もう一点宿泊キャンペーンのほうの御利用実績、状況でございますが、こちらのほうは、利用期間としまして3月30日から6月30日というような期間で広報させていただいたというところがございます。今の段階ではこのコロナによる自粛ということも、ムードもありまして、昨日現在では、この申請をいただいた方は2件でございます。またホテルのほうには、予約は8人程入っているという情報はございますが、実績的には2件というようなところです。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） ありがとうございます。牛乳の消費についてはまた4月は別にこれは拡大されていく可能性はあるということですよね。はい。3月まではこういうことでっていうことで大いに消費を伸ばされるといいと思いますが。

それから、プレミアム付き商品券のその利用についてですが、使用期限を何て言いますか、将来的に使えるような措置と言いますか、こういう対策をとればまた需要がふえるんじゃないかと思いますが、なかなか思いのほか利用はあるようでございますが、さらにふやすためには、そういう対策もぜひともお願いをしたいということで終わります。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 関連ですか。関連で。

11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） 今、野田議員の質問に関連してコロナの関係の商工緊急対策事業と観光緊急対策事業について質問させていただきます。

今の話だと、販売を一時中止するっていうことで、私はこの販売を中止するっていうことではな

くて、やり方を工夫するべきだというふうに思います。

つまり、その販売を中止するっていうことは、その飲食店さんとか宿泊施設に全く現金が入ってこない、全くというか支援としては入ってこないということになりますので、例えば宿泊施設に関しては販売方法等を工夫する必要がありますが、そのコロナが終息したときに割引で泊まれるよっていうことを市民、もしくは市外ですね。例えば常連さんを抱えている方々とかもそういった方々にPRできるような形で支援を行っていけば、今、本当に稼働していない状況の中で、むしろ休みながら現金も得られるという仕組みができてくるんじゃないかというふうに思いますので、確かに販売方法とかを工夫する必要があると思いますけども、そういった形で皆さん方にしっかりと支援が行き届くような工夫をすべきだというふうに思いますし、また、飲食店に関しましても、ほかの市の例を出していいかわかりませんが、飛騨市さんなんかだとテイクアウトに関する支援という部分もやっていますし、さらには飲食店さんがテイクアウトをしようとするときに支援するという二つの、要するに構造改革に対する支援も行っておるということを鑑みると、全く支援をやめてしまうのではなくてやり方を工夫して、今こそ窮地に陥っている事業者の皆さんを救うために知恵を絞る時だというふうに思いますがお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） はい。お答えをいたします。先ほど私が二つ合わせて言いましたところ、ちょっと誤解を招くようなことであつたら申しわけなかったというふうに思いますが、まず、この4月12日をもって一時休止をしたというのは商品券の販売のほうでございます。宿泊キャンペーンのほうにつきましては、今のところ利用人数は実績としては上がっていないんですが、こちらのほうは引き続き、開始をしております。ただ、今、田中議員言われましたように工夫という部分で言いますと期限を6月30日というようなことを切っておりますが、そうではなくて収束期でまた活用してもらえというようなことも含めて、今後はその期限を延長するというようなことは当然考えて行きたいというふうに思っております。

そして、今、商品券約71%で、必ずその1,700万円ほどは市内のほうにお金が循環するということではございますけど、当然まだ収束期が早ければ再開のほうをして行きたいというふうに思っていますし、今、おっしゃられたようなテイクアウトの部分につきましても、町のほうではそういうような動きもあります。INGとかですね、ケーブルテレビのほうでそういうお店、これからまたテイクアウトをやっていききたいというようなお店についても、何らかの広報をしていくというようなことも動きもございますので、そちらのほうでまた活用いただければというふうなことを思っております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） まず、宿泊に関しましては、要するにこの時点で市民に限定したという趣旨は、その感染拡大の防止っていうことから市民に多分限定して、この際皆さんで宿泊施設を利用していただくという思いがあったというふうに思うんですが、今はまさに現状自体が違っているんで、またはそういった部分の対象の見直しっていうか要するに今、速やかにそういった皆さん方が今までのお客さんとか宿泊で常連客の皆さん方とコンタクトを取りやすくして、その方々たちからもしっかり、よし、応援しようと思っていただいて市内にお金が入るっていうことも大切だというふうに思いますし、飲食店のことに関しては、民間で皆さん取り組んでいます、市としても何らかの応援というものを大切じゃないかということを思いますので考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） はい。13番、田代です。ちょっと1点お聞きしたいんですけども、今の新型コロナウイルスの感染症による臨時休校のことで、放課後児童クラブを初め、ほかのデイサービスとかもありますけれども、支援員の方がなかなか今まで数が足りないということで、資格をとるにもいろいろ勘案されたところなんですけれども、今の利用状況とこの臨時休校になってからの、それから、どういう方が支援員で手助けをしてみえるかっていうことをちょっとお聞きしたいことが1点あります。

もう1点は、今の関連のところですけども、プレミアム商品券が今、一時停止、販売が一時停止になっておりますけれども、これはお店の中で食べれるところが対象っていうことでありましたけれども、今、いろいろお店をやった、お店の中で食べれるところが、お客さんが来ていただけないということでテイクアウトのお弁当とかをいっぱいケーブルテレビ等々で宣伝をしてやってみえますけれども、そういうところにも使えるのであれば、一時停止にしないで今の経済の発展のためにこれは停止にする必要はないのではないかしらということを思ったんですけども、その2点を教えてください。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田三江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） はい。それでは、休校に伴います放課後児童クラブの開設状況について説明をいたします。

放課後児童クラブは3月3日から休校ということで春休みに入るまでの期間、対処を行いました。通常の放課後児童クラブの希望される方の登録数というのが335あります。通常で言いますと、それだけの人が登録をしてお見えになります。放課後児童クラブは市内には令和元年ですと11のクラブが登録されておりまして、この休校に伴う期間では、相生が臨時開設いたしましたので12のクラブが開設されました。で、登録数が300以上あるわけなんです、実際に御利用してみえる方は通

常の状態では120人、30人といった方がご利用されています。で、これが休校に伴いまして、朝の8時から夕方6時までといった時間も延長しまして利用していただいたんですが、実績のほうも大体120から130人の御利用でした。新規の登録以外で今回この措置により希望されて新規に利用された方は6名ございました。はい。そのような利用状況とあと、支援員についてですが、支援員は市内87人おみえになりまして通常で言いますと、まあ、学校終わってからの放課後の時間を支援していただいている形にはなりますが、今回この休校で大変時間も長くなりますし、人数も多くなるだろうという予測の上で、開設をしたわけなんです、時間が長くなるだけ支援員さんも大変お疲れになったといった状況も聞いております。教育委員会のほうで教員を手伝いに出していただくといったところもありまして、支援員が不足しているようなところについては、教員の助けがありました。で、クラブによっては支援員だけで対応したとこもございましたが、そういったところの手が借りれましたので、大変、順調良く運営ができた状況であります。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） はい、今、御質問の商品券、プレミアム商品券の、今現在一時停止をしているわけでございますけど、その再開につきましてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これは県の非常事態宣言を受けて一時停止をさせていただいたと、さらに県に、岐阜県にはその宣言が5月6日まで伸びたということもございますので、その時点で県下のコロナの感染の状況等を見ながら判断をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） よろしいですか。はい。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 新型コロナの関係で、今プレミアム商品券のことでちょっと追加して質問させていただきたいと思います。

先般、実はある食堂に行ったんですが、そのとき、このチケット使えるかっていうふうに聞いたんですけども、そしたらまあ、うちはなんかそんな話聞いてませんということだったんですね、で、商工会入ってますかって聞いたら、まあ商工会は入ってますよということで、だったんですね、で、この商品券の、いわゆるそのお店側に対する、まあ一応リストはいただいていますけども、リストを作る段階でこれ商工会に加入している事業者の方々だと思いたいますが、それが漏れてるって言いますか、打診してちゃんとこの商品券使い方をしっかりと扱いをしているのかどうかというようなことも確認したかどうかということをお聞きしたいと思うんですね。で、そこら辺のこと、それから聞いてみると換金するのはどうしたらいいとか、そういったことも御存じないので、どうなっているのかなということを思ったんですが、そこら辺の御答弁をお願いします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） はい。今回は飲食と宿泊ということに限って、市民限定のプレミアム商品券ということで、基本は郡上市の共通商品券取り扱い加盟店ということはイコール商工会の加盟されておる店舗さんということにはなろうかと思いますが、今回、皆様方のほうに広報させていただいた一覧表というものがございます。そちらのほうは利用店舗としましては167の店舗でございます。で、こちらのほうにつきましては、商工会を通じて広報させていただいておりますし、うちの商工観光部の商工課のほうからもご連絡を一部ではございますけどさせていただいておりますので、十分ではなかったかも知れませんが、そういうことで店側のほうにつきましても、このチラシといいますか一覧表をもって、周知をさせていただいたというところではございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 15番……。

○12番（森 喜人君） その一覧表の中には確か入っていませんでしたので、確認しましたので。入っていませんでしたけれども、確実に商工会には入っているということは言っていますので、もう一度そこら辺を徹底していただけないかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） いいですか。はい。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。先ほどの御答弁ありました飲食、宿泊プレミアム付き商品券は、これは非常事態宣言ということで中止をされたということ、わかります、それは。しかし、先ほど議長就任されるときに言われましたようにピンチを乗り越えて行くと、ですから枠組みを変えて、こういうときに新しい取り組みを作っていくという先ほど11番議員も言われましたけども、7割ですね、500万円に対しての、いうことですから350万円ですから、約。まだ、150万円ぐらいの未執行というか、いわゆる補助金で渡しておるわけですから、その中でのそういう使い方を大いに、何て言いますか、一緒になって作っていくということはちょっと重ねてお願いをしたいと思います。それから細かなことで恐縮ですけども、この事業概要説明一覧表の2ページの、下から5番目のこの今のところなんです、いわばこの5,000セットですから500万円ですね、補助金分が、その券については、69万1,000円が多分事務費だと、そうするとその下のところの観光のほうは人件費が190万円超えてるんですけども、先ほど繰越で6月までと言われましたか、一定の繰越の期間を、じゃなかったかな、ちょっとすみません、聞き間違えたかも知れませんが、この人件費のいわば事務費の査定、そして積算根拠のこの二つが違うというか、考え方がちがうのか、何か別の目的を含んでおるのかということちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼をいたします。まず、商品券のほうの500万円のプレミアム分の原資がありまして、69万1,000円という事務費の内訳でございますが、こちらのほうは商品券の印刷代であったり、それに係る消耗品というところで計上させていただいております。で、もう一つ宿泊助成のほうの人件費、事務補助員の人件費と言いますのは、こちらのほうは今回、商工観光部として今回の専決処分をさせていただいた事業以外にも今後、取り組んで行きたい事業がございます。また、融資制度等で郡上市のほうが認定をして行かなければならない信用保証協会に係わる部分の事務がございます。そうした中で、一人会計年度任用職員を来ていただきまして、1年間事務の仕事をお手伝いをしていただくということで今回、この199万4,000円を挙げさせていただいたものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） はい。4番、田中です。そうすると、そのいわばこのコロナウィルス対策のために1名雇われるということですね。そうするとそのミッションというか、その仕事の内容は、その方の、どういうことをされるんですか。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） まず、今ほど、ちょっと御説明申し上げました各種の融資の利子補給事務に係わる商工業務がございます。で、それは受付であったり、申請処理というものがございまして、市民限定の宿泊キャンペーンも今後期間を延長するに当たって、ふえてくるであろう事務処理というようなこと、後、昨日、皆様方にお渡ししました——議員総会の時に配付をさせていただきました——今後取り組もうとしておる、いわゆる収束期を狙って観光事業の喚起をしていくというような事業もございますので、そのようなところでの周知であったり、商工業務ということをやっていただくというようなことを考えております。以上です。

○議長（山川直保君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） はい。7番、森藤です。よろしくお願いします。関連ということで、本当はもう少し前に言えばよかったんですが、新型コロナウイルスの畜産物支援事業のこれは臨時、学校の臨時休校に伴うということで牛乳の消費拡大ということでこれは幼稚園、保育園、放課後児童クラブへの提供ということではありますが、この、今、保育園、幼稚園も5月6日までまた休園というふうなことでありますが、これを消費拡大ということでもありますので休園ということになりますと消費もさらに、消費の拡大にはならないというふうなことになりますが、これは、先ほど田中議員も言われましたように、やはりちょっと停止というということじゃなくて、やり方というふうな

ことを考えていただきたいということと、もう一つはこれ、食品ロスに非常に係わる問題になるのかなというふうなことはちょっと思っています。こういった、牛乳にしてもおそらく給食の材料というのは数多く市内では生産されて購入をされているとは思いますが、こういった材料による食品ロスというのは、以前も質問させていただいたこともありますけども、食品ロスの削減についての計画を市でも恐らく立てられながら進められているとは思いますが、そういったその関連、どのようにしてその多く在庫を持ってみえるということで以前、少し御答弁いただいたこともありますけども、そういった状況について、対策についてはどのようにお考えかということについてお伺いをします。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） はい。まず1点は、こちらは専決のほうですので3月の時点の対策になります。で、御質問の中では、幼稚園の休校等が5月6日まで延長ということで、先ほど野田議員の御質問にも4月はまた必要な対策をとということはお答えをしましたが、すでに4月13日に休園が確定する前の時点でそういったところに支援をしようということで既設予算を活用して一度幼稚園と放課後児童クラブには配付をさせていただきました。で、また今職員についてはこの予算外で3月の実績で3,327本ということがありましたが、非常に職員のほうからは大変好評で、また次、ぜひやって欲しいと、もっとたくさん買いたいというお話はいただいておりますので、これも既に市職員に対して牛乳購入を実施をして3月の23日に配付する予定をしております。まあ、もし議員さんであれば、あ、ごめんなさい、4月ですね、4月にそういった予定をしております。で、牛乳自身については、先ほど生乳で処理する部分と生乳でできなければ、いわゆる加工品として用途を変えて保存期間を長くして行う処理の仕方がありますが、どうしても乳価としては生乳より加工品のほうが落ちることはありますので今現在、市独自のものとそれ以外に大きな美濃酪協同組合という郡上市以外の岐阜県の畜産、生乳を抱えるところと各市が連携をとりながら次の生産拡大っていうか、生乳の消費の部分について対応策を今後協議していく予定にしておりますので、できるだけ牛乳は牛乳としておいしく飲んでいただく、または牛乳自身の健康的な効果もあると思いますのでそういった消費拡大には努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山川直保君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） はい。ありがとうございます。食品ロスの観点では。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。食品ロスの観点は今言われた生産されたいわゆる生乳をできるだけ活用するということですので、活用するに当たっては生乳として乳価の高い生乳として活用をしていくということを進めていきますし、最悪、加工品でのいわゆる活用ということで、

今、廃棄するとかそういった状況ではないことだけ、申し添えさせていただければというふうに思っています。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） はい。失礼します。私のほうからは、学校給食に係りますその材料の状況について、御説明したいと思いますが、去る3月の議会の時にも少し触れさせていただいたと思っておりますが、3月2日以降の休校に際しまして食品が不用、当然必要なくなるということでございまして、学校給食センターで使う予定でございました野菜とかしいたけ、そういうものについては、御協力もいただきましてキャンセルができたということで食品ロスが発生してございません。ただし、若干の野菜、人参等が5,000円ほど、廃棄しなければならなかったということがございましたし、あとそれ以外では美並の学校給食センターは、当時、みなみ園のほうへ幼稚園をやっておりましたので、そちらのほうの給食のほうに使っていただくとか、冷凍ものについては当然冷凍できるものは冷凍庫に入れて4月以降、まあ今ちょっと休校になっておりますが、学校再開以降活用するようにしておりますので、食品ロスという面では先ほどの数千円のものが出ておところが現状でございます。

なお、今後、6月補正等のほうで国の支援事業もございしますが、牛乳ですとかあるいはご飯、パン、ソフト麺などの返還等に係りますそういう加工賃とかそういうものに対する事業者様への支援がございしますので、これは今後予算化させていただいて対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 7番、よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） 14番、兼山です。簡単に一つお聞きしたいと思いますけども、どこ行っても、関連の商品というのは入手がし難いところですけども、この消毒の液ですね、いろんなところで全部買われておりますし、また2年度の補正にも係わってくると思いますけども、これの量の決め方っていうのはどういうふうに決められたんですかっていう、入る分だけ購入したのか、あるいは分担したのか、予算に合わせたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 公立園、私立園の消毒液の購入の量といったところですが、これにつきましては県のほうからもアンケート調査というようなものもありました。で、そういった中で各園にどれぐらいの量が必要かといったところも把握しておりますが、今回この専決補正に上げた分につきましては、既に購入し使われた分ということで、そういったところを挙げていただいたものになります。

○議長（山川直保君） 14番、よろしいですか。ほか、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） はい。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第69号につきましては会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって議案第69号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可とすることに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

（午後 0時01分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎発言の訂正

○議長（山川直保君） ここで、午前中の質疑の中につきまして、内容の追加、その他訂正等につきまして、商工観光部長より申し出がございますので、可児俊行君の発言を許可いたします。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼いたします。先ほどの私の答弁の回答の中で、プレミアム商品券の一時中止について、4月12日をもってという言葉を使わせていただきましたが、10日の非常事態宣言を受けまして、不要不急の外出は控えていただくという観点で、10日でそれを中止したということでもあります。

ただし、もう既に購入をされておられます、先ほど言いました実績の部分に関して、その使用に関して制限といたしますか、中止ということではございませんので、引き続き、自粛ということではございますが、使用は可能でございますので、申し添えさせていただきます。

あと、商品券の取り扱い店舗の件につきまして、今のところ、先ほど162というようなことを申し上げましたが、商工会のほうに確認をいたしましたら、商工会の会員ではなくても、今後は、一度、この商品券の取り扱い店舗に入りたいというような話がありましたら、商工会のほうで確認をしまして、随時入っていただくと。その部分につきましても、ふえるわけですが、店舗数はふえるわけですが、周知のほうを図ってまいるというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） では、議事を進行いたします。

◎議案第70号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程22、議案第70号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第70号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））。上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいて、一般会計補正予算書（専決第3号）の1ページをお願いしたいと思います。

令和元年度郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,566万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億5,426万1,000円とする。

2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正の表でございます。変更でございます。補正後の事項のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

辺地対策事業、限度額8億3,100万円、1,310万円のマイナス、減額でございます。

補助災害復旧事業は限度額5,130万円にということで、880万円の減額でございます。

過疎対策事業は3億1,720万円の限度額で、1,000万円の減額でございます。

合計で25億8,040万円ということで、3,190万円の減額でございます。

利率償還の方法等、変更はございません。

予算の詳細につきましては、お配りしてございます事業概要説明一覧表のほうで御説明をさせて

いただきますので、よろしくお願いします。

それでは、事業概要説明一覧表をお開きいただきたいと思います。

こちらの1ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうですが、2款地方揮発油譲与税から2ページの12款交通安全対策特別交付金までの補正理由につきましては、それぞれ交付額の確定によるものでございますので、説明書と補正額のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、地方揮発油譲与税340万2,000円の減額でございます。

自動車重量譲与税1,731万3,000円の増額でございます。

地方道路譲与税1,000円の増額でございます。これは、過年分の精算でございます。

森林環境譲与税62万6,000円の減額、利子割交付金、494万円の減額です。

配当割交付金317万6,000円の増額、株式等剰余所得割交付金323万円の減額、地方消費税交付金78万4,000円の増額です。

ゴルフ場利用税交付金147万7,000円の増額、自動車取得税交付金439万9,000円の増額、自動車税の環境性能割交付金は124万2,000円の減額、地方特例交付金は904万9,000円の増額でございます。

2ページをお願いします。

子ども・子育て支援臨時給付金交付金は4,495万8,000円の増額でございます。

11款地方交付税ですが、普通交付税は4億177万1,000円の増額でございます。特別交付税につきましては1億9,067万9,000円の増額でございます。

交通安全対策特別交付金は、55万6,000円の減額でございます。

続きまして、13款分担金及び負担金でございます。

総務費分担金携帯電話等エリア整備事業分担金20万8,000円の減額でございます。八幡町洲河地区における事業費の確定によるものでございます。

続きまして、農業費分担金県単独事業土地改良分担金13万2,000円の減額でございます。大和田畑用水ほか7カ所の事業確定によるものでございます。

同じく、農地農業用施設災害復旧費分担金132万5,000円の減額でございます。8月の台風10号による豪雨災害が激甚災害に指定されたことによりまして、補助率の増高に伴う分の減と事業費の確定によるものでございます。

15款国庫支出金公共土木施設災害復旧費負担金494万8,000円の減額でございます。和良厚波厚曾線ほか9カ所の事業費の確定でございます。同じく過年度公共土木施設災害復旧費負担金253万2,000円の減額でございます。平成30年度災害の事業費の確定による減額でございます。

続きまして、総務費総務管理費補助金、地域公共交通確保維持改善事業補助金70万5,000円の増額でございます。地域内フィーダー系確保維持費国庫補助金の確定によるものでございます。

同じく、個人番号カード利用環境整備費補助金46万5,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金69万5,000円の増額でございます。補助金の確定見込みによるものでございます。

続きまして、商工費補助金、プレミアム付商品券事務費補助金235万2,000円の減額でございます。事務費の確定によるものでございます。

同じく、プレミアム付商品券事業費補助金2,734万9,000円の減でございます。事業費の確定によるものでございます。

続きまして、社会教育費補助金、伝統的建造物群保存対策費補助金290万6,000円の減額でございます。件数の1件減と、あとは事業費の確定によるものでございます。

16款県支出金でございます。

総務管理費県補助金、自主運行バス総合補助金270万4,000円の増でございます。市町村自主運行バス運行補助金の確定によるものでございます。

同じく、携帯電話等エリア整備事業補助金187万4,000円の減額でございます。八幡町洲河地区における事業費の確定でございます。

同じく、県清流の国地域振興補助金140万円の増額でございます。全国どぶろく研究大会開催事業及び白山文化総合パンフレット制作委託、白山文化博物館看板制作委託事業におきます県の振興補助金の採択によるものでございます。

同じく、空家除去費支援事業補助金33万4,000円の減、補助金の確定によるものでございます。

同じく、空家利活用事業費補助金、こちらは29万8,000円の増額で、空家等活用改修費、空家家財道具等処分費の補助金の確定によるものでございます。

4ページをお願いします。

同じく、移住支援事業の補助金240万円の減額です。移住支援事業補助金、マッチング支援事業が東京圏から移住する人の大きなきっかけにはなかったということによる補助金の確定の減でございます。

続きまして、児童福祉費補助金、低年齢児保育促進事業補助金61万5,000円の減額でございます。事業費の確定によるものでございます。

続いて、農業費補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金37万8,000円の減額でございます。実施地区の確定減と事業費の確定によるものでございます。

同じく、機構集積協力金89万8,000円の減額でございます。経営転換協力金が6名の実績になったということによる事業費の確定によるものでございます。

続いて、農地費の補助金、県単土地改良事業補助金366万7,000円の減額でございます。大和田畑

用水路ほか13カ所の事業費の確定によるものでございます。

続いて、林業費補助金、有害鳥獣捕獲奨励金182万1,000円の減額でございます。捕獲数の確定に伴う補助金の確定でございます。

同じく、森林整備地域活動支援交付金1,568万9,000円の減でございます。一部メニューの廃止を含む事業費の確定によるものでございます。

同じく、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金3,476万円の減額でございます。ニホンジカの捕獲事業の捕獲個体数の減及び観光景観林整備事業の不採択、それから、里山林整備事業の不採択によるものでございます。

5 ページをお願いします。

同じく、森林環境保全直接支援事業補助金1,679万円の減額でございます。台風による倒木処理等によりまして、事業量の減等によって事業費の確定でございます。

同じく、鳥獣被害防止緊急捕獲支援事業費補助金1,023万5,000円の減額でございます。豚熱の影響による捕獲数の減に伴う補助金の確定によるものでございます。

同じく、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金537万円の減額でございます。国内示額の減等に伴う事業費の確定によるものでございます。

続きまして、道路橋梁費補助金、県管理道民有地樹木伐採事業補助金40万円の減額でございます。美並の県道鹿倉白山線ほか7カ所の事業費の確定によるものでございます。

続いて、農地農業用施設災害復旧費補助金、農地農業用施設災害復旧費補助金でございます。208万9,000円の増額でございます。大和神路農地ほか2カ所の事業確定によるものでございます。

同じく、過年度農地農業用施設災害復旧費補助金1,858万2,000円の増でございます。平成31年着手の和良下沢用水の事業費及び平成30年度災害分割補助金の確定によるものでございます。

6 ページをお願いします。

続いて、統計調査費委託金、基幹統計調査費委託金491万4,000円の減でございます。これは、各種統計調査の事業費の確定によるものでございます。

17款財産収入です。流木売払収入175万6,000円の減、市有林の流木売り払い実績による減額でございます。

18款寄附金、一般寄附金126万7,000円、3件分の寄附金の確定による増額でございます。

続きまして、教育費寄附金、社会教育費寄附金30万円の増でございます。指定寄附の申し出による増額でございます。

続きまして、ふるさと寄附金です。元気づくり寄附金158万円の増額でございます。ふるさと寄附金につきましては、令和2年1月から3月までに申し出のあった寄附金の確定によるもので、以降は細節名称と補正額のみ読み上げさせていただきます。

美しい農山村景観寄附金168万8,000円の増、支えあう安心な暮らし寄附金64万5,000円の増、香り高い伝統文化寄附金48万1,000円の増、子どもたちの明るい未来寄附金223万5,000円の増、熱意ある市民活動寄附金4万円の増、地域づくり寄附金415万6,000円の増でございます。

続きまして、19款繰入金でございます。特別会計の繰入金、小水力発電事業特別会計繰入金152万円の増額でございます。発電事業の発電事業収入及び事業費の確定によるものでございます。

続きまして、財政調整基金繰入金7億2,753万1,000円の減額でございます。地方交付税等の交付の確定等によりまして、財政調整基金の繰り入れ額を減額するものでございます。

続いて、地域振興基金繰入金220万円の減額でございます。充当事業費の確定による減額でございます。

21款諸収入、総務費雑入、総務関係施設管理費雑入5万3,000円の減額です。携帯電話等エリア整備事業供用開始に伴う維持管理費の業者負担分の確定によるものでございます。

続きまして、農林水産業費雑入、小水力発電助成金29万円の増額でございます。水力発電に係る市への移管前における電気工作物保安管理負担金の確定によるものでございます。

同じく、水産振興施設管理費雑入70万1,000円の減額でございます。あゆパーク運営事業費の確定見込みによるものでございます。

同じく、県営水産施設指定管理料15万1,000円の増額でございます。あゆパーク指定管理料の確定に伴うものでございます。

続いて、商工費雑入、スポーツ振興くじ助成金960万円の減額、高鷲吼高原スポーツ広場人工芝化工事に係る助成金の確定でございます。

22款市債、総務債、辺地対策事業債30万円の減額です。携帯電話鉄塔基地局整備事業等の確定によるものでございます。

8ページをお願いします。

同じく、過疎対策事業債350万円の減額でございます。和良地域おこし実践隊が、応募者がなかったということによる事業費の確定によるものです。

続いて農業債、辺地対策事業債1,280万円の減額でございます。県営農道施設強化対策事業及び県営基幹農道整備事業の事業費の確定によるものでございます。

同じく、過疎対策事業債650万円の減額でございます。県営農道施設強化対策事業の事業費の確定によるものです。

続いて、補助災害復旧事業債、農地農業用施設災害復旧債640万円の減額でございます。明宝深谷頭首工ほか2カ所の事業費の確定によるものでございます。

同じく、過年公共土木施設災害復旧費30万円の減額、市道明宝線ほか2カ所の事業費の確定によるものでございます。

同じく、過年農地農業用施設災害復旧費210万円の減額でございます。和良下沢用水の事業費の確定によるものでございます。

歳入合計としまして、2億1,566万6,000円の減額でございます。

続きまして、9ページ、歳出のほうをお願いいたします。

2款総務費でございます。生活安全対策事業100万円の減額でございます。危険空き家の解体撤去支援事業の事業費の確定によるものでございます。

その他特目基金積立金4,700万円の増額でございます。八幡城基金の積立金及び森づくり振興基金の積立金の額の確定によるものでございます。

同じく、郡上市ふるさと応援基金積立金1,082万5,000円の増でございます。ふるさと寄附金の令和2年1月から3月に受ける571件分の積立金でございます。

地域おこし協力隊派遣事業350万円の減額、母袋地域おこし協力隊応募のほうがなかったということで、事業費の確定でございます。

交流移住推進事業550万7,000円の減額でございます。ここに記載の各事業費の確定によるものでございます。

過疎地域自立促進事業350万円の減額です。和良地域おこし実践隊応募者がなかったということで、事業費の確定によるものでございます。

地方交通対策経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び自主運行バス総合補助金の確定による財源の充当でございます。

過疎地域空き家利用促進事業300万円の減額です。空き家活用地域振興補助金の確定による減額でございます。

個人番号カード利用環境整備事業37万9,000円の減額でございます。事業費の確定によるものです。

情報管理事務経費、こちらは携帯電話等エリア整備事業の供用開始に伴う維持費の事業者負担分が確定したもので、財源更正を行ったものです。

10ページをお願いします。

携帯電話等エリア整備事業234万1,000円の減額です。八幡町洲河下洲河地内における携帯電話鉄塔基地局整備2基の事業費の確定によるものでございます。

戸籍住民基本台帳事務経費、こちらは個人番号カード交付事務費補助金の確定見込みによる財源の更正でございます。

以下、国勢調査費以下、調査関係のものにつきましては、全て事業費の確定によるものですので、補正額のみ読み上げさせていただきます。

国勢調査費4万5,000円の減、農林業センサス調査費177万3,000円の減、工業統計調査費1万円

の減、県輸出関係調査費1,000円の減、全国消費実態調査費4万6,000円の減、経済センサス調査費303万4,000円の減でございます。

3款民生費でございます。低年齢児保育対策事業122万9,000円の減、妙高保育園におけるゼロから2歳児の加配事業費の確定によるものでございます。

5款農林水産業費、地場農産物拡販奨励事業125万円の減でございます。GAP認証取得事業者の辞退者による事業費の確定でございます。

鳥獣被害防止総合対策整備事業43万1,000円の減でございます。設置事業者が、確保、なかなか難しかったということによる1地区の減と事業費の確定によるものでございます。

機構集積協力金事業89万8,000円の減、経営転換協力金4地区の事業費の確定によるものでございます。

市単独土地改良事業、こちらは売電事業収入の確定による財源の構成でございます。

県単土地改良事業900万5,000円の減、大和田畑用水路ほか11カ所の事業費の確定によるものでございます。

県営地域用水環境整備事業は、電気工作物保安管理負担金による財源の構成でございます。

県営農道施設強化対策事業1,182万4,000円の減でございます。明宝田口地区ほか3地区の事業費の確定によるものでございます。

県営基幹農道整備事業833万4,000円の減でございます。高鷲北部農道の事業費の確定によるものでございます。

造林推進事業1,746万3,000円の減でございます。台風による倒木の処理ですとか、皆伐地の地ごしらえ、それから、植林のほうに人手をとられ、間伐のほうまでなかなか回らなかったというところもありまして、事業費の確定による減額でございます。

里山林整備事業1,700万円の減、危険木除去の事業、不採択による減額です。

森林整備地域活動支援交付金事業です。2,091万9,000円の減です。こちらは森林経営計画作成促進における間伐促進と森林経営計画作成境界明確化に向けた条件整備の事業メニューの廃止及び事業の確定によるものでございます。

ニホンジカ捕獲事業1,461万円の減でございます。豚熱によるワクチンの散布期間の捕獲自粛等による事業費の確定でございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業800万円の減額でございます。豚熱の影響による個体数の減と、ワクチン散布後の捕獲自粛などによりまして、事業費の確定でございます。

観光景観林100年事業315万円の減額でございます。八幡町初納地区の事業不採択による減でございます。

郡上地域林業成長産業化モデル事業537万円の減、優先度を考慮した施工地域の変更などにより

まして、事業費の確定でございます。

森林経営管理事業4,091万5,000円の減額でございます。意向調査がなかなか思うように進まなかったことによる境界確認ですとか、測量調査ができなかったことによる間伐事業の未実施等を含む事業費の確定によるものでございます。

12ページをお願いします。

林業技術者育成・確保事業353万4,000円の減でございます。事業費の確定でございます。

風倒木等林内処理事業85万8,000円の減額でございます。事業費の確定でございます。

森林林業普及啓発事業108万3,000円の減額、事業費の確定でございます。

市有林整備事業2,498万1,000円の減額、急傾斜地の大径木の搬出ができないということで、作業道開設後に事業を行うこととしたこと等による減額でございます。

水産振興施設管理運営経費180万円の減額です。あゆパークの電気事業者変更による維持管理経費の減など、事業費の確定見込みによるものでございます。

6款商工費プレミアム付商品券事業2,969万7,000円の減、消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業の策定見込みによる減額でございます。

イベント開催事業、全国どぶろく研究大会開催事業における県清流の国地域振興補助金の確定による財源の更正です。

観光施設整備事業、高鷲吼高原スポーツ広場人工芝化工事におけるスポーツ振興くじ助成金の確定による財源の更正でございます。

7款土木費、沿道林修景事業でございます。155万1,000円の減額、大和市道小間見線ほか10カ所の事業費の確定です。

県営道路改良事業負担経費702万7,000円の増、主要地方道山明宝線ほか8路線の事業の事業費の確定でございます。

都市計画事業1,300万円の減額、事業費の確定によるものでございます。

9款教育費、公民館活動経費、指定寄附の申し出による財源の更正でございます。

13ページ、白山文化普及事業、こちらは白山文化総合パンフレット制作委託について、県清流の国地域振興補助金の確定による財源の更正でございます。

伝建修理・修景事業581万2,000円の減額、事業費の確定でございます。

文化施設整備事業は、白山文化博物館の看板制作委託について、県清流の国地域振興補助金の確定による財源の更正でございます。

10款災害復旧費、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）530万円の減額でございます。明宝深谷頭首工ほか2カ所の事業費の確定でございます。

過年補助災害復旧事業（農地農業用施設）55万3,000円の減額です。和良下沢用水の事業費の確

定によるものです。

過年補助災害復旧事業（公共土木施設）289万8,000円の減額でございます。明宝市道明宝線ほか2カ所の事業費の確定でございます。

現年補助災害復旧事業（公共土木施設）491万7,000円の減額、和良厚波・厚曽線ほか9カ所の事業費の確定でございます。

合計しまして、2億1,566万6,000円の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田です。ページは11ページから12ページにまたがりませんが、款項目で言いますと、5の3の2に当たります。一番最後は5の3の5に当たりますが、いずれも林業関係、森林関係であります。

今、説明にありましたように、ちょっと私が不思議に思いますのは、補正前の計上された予算に対して、補正額が余りにも大きいです。中には、ほとんど、まるで使われていないのもあると。

軒並み、これがずっと続いているわけです、林業関係。こんなことがあるのか、あつていいのか、何と表現していいか、ちょっとわかりにくいんですが、なぜこんなことが起きるのか。多くは半額、2分の1ぐらい残してあります。少なくとも3分の1ぐらいは残っていると。

これは当初、そもそも、本当に必要な事業だったのか、そういうことも含めて、この事情をちょっと説明していただきたい。どうしてこういうことになっておるのか。余りにも、何かちょっと言葉はきついですが、ずさんな計画ではなかったかと思います。

以上です。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。御指摘のとおり、今回の専決補正の中では、林業費にかかわる部分が総額で1億5,700万円ほどと、大変大きな減額になっております。

まず、個別の事情はそれぞれ御説明させていただきたいと思いますが、全体的な中では、いろんな事情はあったとしても、議会として予算をお認めいただいた中で、しっかりと執行することができなかったことは、紛れもない事実だと思っておりますし、本当にこのことにつきましては、担当部長として責任を痛感しておりますし、おわびを申し上げたいと思います。

一点一点申しますと、まず11ページの造林推進事業につきましては、こちらは国県の行う事業に対して、市がかさ上げを行う事業になります。それぞれ、国県が68%に対して、市が12%から22%というような形でかさ上げを行っていきませんが、主な事業主体とすると、森林組合がほとんど実施

をされますが、事業メニューの中では雪おこしというような事業メニューの中で、雪が令和元年度は少なく、そういった事業に取り込むことができなかったような減もございますし、また、総務部長が答えたように、前年度の、いわゆる倒木等がありまして、こういった間伐事業よりも、むしろ施業地の皆伐地の地こしらえ、植林といったことを優先されたことにより、結果的にはこういった補助事業の取り組みが少なかったということがあります。

ただ、こういったことを進めるために、作業道につきましては、これは開設という形で条件整備的に予定よりは多く、実績で言いますと2万5,351メートルの整備が進んで、次年度にこういった事業が取り組めるような先行の整備は済まれたところであります。

次の里山林整備事業につきましては、これは何度も申しておりますが、いわゆる新年度の中で、県のこの里山林整備の要項が、今まで危険木というファジーな定義がありましたが、元年度から明確に枯損木、いわゆる枯れて損傷しておる木、もしくは斜立木という形の中で、そういったものでないと事業に取り組めないことが一点。

また、県の予算優先順位として、こういったところに取り組んでいる未実施の市町村を優先し、なおかつ獣害との連携を図るために、里山林整備と獣害策をセットで行うような、そういったところを優先的に配分するということになりましたので、結果、こちらについては未採択になったと。

ただし、こういったことは、今後も予想されますので、令和元年度で市単の、いわゆる生活保全林整備事業というのを設けて、市独自の中でこういったことが実施できるように対処を考えております。

次の森林地域活動支援交付金事業につきましては、これは、国2分の1、県4分の1、市4分の1の、いわゆる間伐等を実施するための条件整備的なソフト事業と、一部ハード事業が入ります。

このうち、森林計画策定境界明確化に向けた条件整備というのは、作業道修繕のことに当たりますが、補助要項的に経営計画を作成し、それから変更して間伐面積をふやさないと、作業道整備ができないという形に改正されたために、結果的にこの事業に取り組まれる事業体がなかったということになります。

ニホンジカ獣害捕獲につきましては、昨年、雪不足でとれないということもありましたし、また、豚熱の関係で経口ワクチンを散布して、その前後の3週間は、いわゆる捕獲を自粛していただくということがございました結果、捕獲頭数としては減少し、それに伴う奨励金が減少したということになります。

続いて、観光計画費につきましても、これは30年から始まった事業で、一部初納地域を実施し、令和元年度も引き続き実施をしようとしたところでありますが、県のほうから、この事業については人工林ではなくて、いわゆる天然林を整備する事業という形のことで事業が不採択になったと。

ただし、このことについては後段の森林経営管理事業の中でも、県の補助事業では、事業の中で、

もう県の補助事業では困難なので、独自の環境譲与税を財源とした経営事業の中で取り組みを図ったところであります。

あと、成長産業モデル事業につきましては、これは国の公募型事業ということで、30年から令和4年までの5年間の国10分の10の事業であります。当初予算で1,000万円を見込んでおりましたが、国からの交付内示としては625万円と、内示額が上がったということです。

それに合わせて、いわゆる航空測量のレーザー解析というような事業地を、当初は和良・明宝で、約2万3,000ヘクタールほどを予定しておりましたが、事業費が、内示額が減っておりましたので、急遽、測量場所を高鷲地域に変更し、そちらの面積が7,491ヘクタールということで、事業内示額が減ったことによる事業内容も調査始点を変えて、事業費を落としたということになります。

あとは、11ページの国の森林環境税の事業が続きますが、こちらは御承知のとおり、新年度、令和元年度から新しい経営管理制度が始まり、その財源として森林環境税を目途とした事業のほうを組ませていただきました。

多くの市町村が様子を見るということで、積立金で行うケースが多かったですが、郡上市のほうは、できるだけやって行きたいという思いの中で、令和元年度の予算は組ませていただきましたが、特に11ページの下段にあります森林経営管理事業につきましては、一つは間伐を進めるための条件整備的に、しっかり、市町村が所有者の方から同意をいただいて、森林経営管理権という権利設定を取得して事業を実施する必要があるということです。

そのために、所有者の意向調査を先行して2地区、八幡の初納と白鳥の向小駄良の2地区を先行して進めさせていただきましたが、思っておるより不在地主の方であったりとか、もしくは相続未登記の方、こういった方がお見えになりまして、非常に予定より時間を要した。

なお、こちらにつきましては、2地区が令和元年度末で経営管理権の取得をさせていただきましたが、全国的にもこういった経営管理権の取得ができた市町村は、約20市町村ほどしかなくて、郡上市は全国で5番目の、いわゆる経営管理権の取得まで至っておる状況ではあります。

続いて、12ページのほうになりますが、こちらは林業技術者育成確保事業で、財源を環境税にして実施をしたものであります。結果的には、それぞれ予定よりは事業が実施できなかった分がありますけれども、特に技術者の補助金に対しましては、当初予算よりは減っておりますが、昨年度の実績が19件、152名、117万7,000円に対して、今年度は33件、357名、213万1,000円という形で、前年度よりはそういった活用を進めさせていただきましたが、結果的には予算額の見込みよりは活用が進んでいなかったということでもあります。

続いて、風倒木の林内処理につきましては、2カ所実施して、入札差金という形の結果ということになります。

また、森林林業普及啓発事業は、主にオリパラの木材出発式とあわせて、昨年の5月末に山づく

りフォーラムを実施させていただきましたが、そのときの講師謝金ということ、著名の方を依頼してということで大きな金額を含んでおりましたが、結果、10万円程度でそういった対象となる講師の方を選ばさせていただきましたので、その分の減額になります。

あと、市有林につきましては、こちらにも総務部長が申したとおり、予定より大径木が非常に多くて、既存の予定事業量ができませんでしたので、改めて、しっかり新年度予算の中で作業路を開設して搬出をしていくというような形になります。

くどくど長い説明になりましたが、個別の需要はありますが、やはり所管部としてそういった事業状況をしっかり把握しながら進めていく必要はあったということは、大いに反省しておりますので、2年度はこういったことのないように努めさせていただければと思います。よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） たくさんの項目にわたっておりますので、個々については、それぞれの事情がおりだと思いますし、事情がわからないわけでもないんですが、例えば、この一番左ではありませんが、事業名称のところを見ますと、この多くは県及び国の森林環境税が財源になっておるわけですね。

この森林環境税は、これが導入されるときに、私、申し上げましたけれども、ある意味では、市として本当に必要な財源として、私たちが求めたものであろうかと。どちらかというと、さほど必要性を感じないにもかかわらず宛てがわれた財源のような気もせんことはないんです。

もちろん、これは有効に使えば大いに使えるとは思いますが、そういう点で、この環境税の使途については、来年度以降、大いに、私は抜本的に考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはどうでしょう。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 環境税につきましては、御承知のとおり昨年からは解消された。

その意味合いは、やはり森林の持つ多面的機能を国民が大いに享受をされているので、そのための森林整備促進あるいは技術者の育成、そういったことに使っていただきたいという趣旨と、もう一つは、既存に既に実施されているような事業の財源補填ではなくて、新たに森林整備が進むための新規の事業ということが、一つの大きな点であります。

こういった事業実施状況の中で、残念ながら積極的にとはいいましたが、できなかったことは事実ではありますので、それを踏まえて新年度の中では、環境譲与税を活用して、いわゆる林務課体制の中で専門的な職員の増強ということが一点とありますし、また1年、ある程度、手探りのなところは正直ございましたが、1年やってきた中で事業の、大体進め方とか、そういったことが学習させ

ていただいた部分がありますので、そういうことを進めてやっていければと。

あとは、やはりいろんな税財源が減少する中では、もう少し使い方について、既存のものの財源充填はできませんが、例えば、既存の事業を組み合わせ、少しリニューアルする形の中で活用することは、できるかなというふうに考えておりますので、これは、郡上市だけではなくて、他市の事例とも意見交換をしながら、充実した財源として使えるように取り組まさせていただければというふうに思っております。

○議長（山川直保君） そのほか、質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） すいません。4番、田中です。数字の確認だけです、すいません。

5ページ、歳入の林業費補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金ですけれども、この補正理由ですけど、ニホンジカ、イノシシ、これ減っていて減額になっています。これ、単価を見ると、少し、ちょっとクエスチョンなんですけど、ニホンザルの場合、300頭が302頭になって、猿は2万8,000円ですよ、単価が。それで減っているということ。

それから、カワウ、カラス、これは1,700円だと思いますけど、こういうふうに減っていて1万7,000円の減額というのは、何か単価が変わったのか、ここのところを、ちょっと説明していただけますか。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 失礼します。こちらにつきましては、大変申しわけありません。

実は、イノシシが500頭となっておりますが、現実的には当初の時点では600頭、ニホンザルについては300頭となっておりますが、当初予算の時点では350頭、カラス、カワウについては、130羽が125羽ということで、大変すいません、こちらの表現として間違っ折りましたので、訂正方々おわび申し上げます。すいませんでした。

○議長（山川直保君） そのほか、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第71号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程23、議案第71号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 失礼します。議案第71号 専決処分した事件の承認について（令和元年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））。上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

小水力発電事業特別会計補正予算書（専決第1号）、1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,630万円とする。

事業内容につきましては、今ほどの事業概要説明一覧表にて説明をさせていただきたいと思います。そちらのほうの一番最後のページになりますので、14ページでございますが、ごらんをいただきたいと思います。

小水力発電事業特別会計、歳入の部でございます。

款2諸収入、電気事業費収入、小水力発電事業売電収入、補正額は100万5,000円の増額でございます。補正理由といたしましては、売電量の確定見込みによる増額でございます。石徹白小水力発電事業売電収入といたしまして、電力量34万9,830キロワットアワーから36万4,238キロワットアワー、その差の部分、1万4,408キロワットアワーでございますが、増加したことに伴います売電額54万円の増であります。

また、阿多岐小水力発電事業売電収入としまして、電力量の1万2,423キロワットアワーが増加しております。それに伴います売電額46万5,000円の増でございます。

同じく、諸収入といたしまして雑入、市有財産損害保険金、補正額24万5,000円の増でございます。これにつきましては、昨年6月12日に発生しました落雷による阿多岐清流発電所配電盤修繕に伴います建物共済保険金の確定による増でございます。

歳入合計といたしまして125万円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

款1電気事業費、小水力発電施設管理経費、補正額は17万円の減額でございます。理由といたしましては、石徹白・阿多岐の発電所の需用費、光熱水費の事業確定による減額でございます。

続きまして、款2諸支出金、一般会計繰出金でございます。補正額152万円の増でございます。売電収入及び事業費の確定見込みによる増額としまして、石徹白の発電所で82万円、阿多岐の発電所で70万円、合わせて152万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、款3予備費でございます。補正額が10万円の減額、事業費の確定見込みによる一般財源の減額でございます。

歳出合計で125万円であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案を可とすることに決定いたしました。

◎議案第72号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程24、議案第72号 郡上市副市長の選任同意についてを議題といたします。

市長、説明を求めます。

○市長（日置敏明君） それでは、副市長の選任同意について申し上げますが、恒例によりまして、該当の職員は一時退席をしてもらいますので、よろしくお願いします。

（副市長 青木修君 退場）

○市長（日置敏明君） 本日お配りをしました議案書をごらんいただきたいと思いますのですが、議案第72号 郡上市副市長の選任同意について。郡上市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

記載がございますように、住所、郡上市八幡町尾崎町627番地1、氏名、青木修、生年月日、昭和21年10月8日でございます。

添付をいたしました資料をごらんをいただきたいと思いますけれども、青木修氏につきましては、長らく教職にあられた後、平成19年4月以来、9年余、郡上市教育長の要職を務められました。その後、平成28年5月14日以来、間もなく4年になろうとしておりますけれども、郡上市副市長として私を補佐していただきまして、職員の、またよき相談相手として職員を指導していただきました。その間、職務の遂行に当たっては、誠心誠意、また事を処するに当たっては、その見識、胆識、そして実行力について、私はまことに尊敬をおくあたわらざるところがあると感じておりまして、心から感謝を申し上げ、また尊敬をいたしているところであります。

私といたしましては、引き続き、同氏に私の補佐役として活躍していただきまして、課題が山積をいたします郡上市政の推進に当たりまして、副市長として御尽力をいただきますよう、同氏の再任をしていただきますよう、同意を求めるものであります。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第72号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案に同意することに決定いたしました。

青木副市長、入場をお願いいたします。

(副市長 青木修君 入場)

○議長(山川直保君) ここで、青木修君から発言を求められておりますので許可いたします。

副市長 青木修君。

○副市長(青木 修君) ただいま郡上市の副市長に選任の同意をいただきました青木修でございます。

まず、御同意いただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。

たくさんの問題課題がありますが、市長の方針を踏まえながら、施策、そして仁を着実に推進してまいりたいと思っております。

その際に、対話とそれから協働を大切にしながら、着実な成果が上がるように、精いっぱい務めていきたいというふうに思っています。

引き続き、議員の皆様におかれましては、広い、あるいは高い立場から御助言をいただくこと、そして御理解、御協力をいただくことをお願いして挨拶とさせていただきます。

これからも、どうぞよろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(山川直保君) よろしくをお願いいたします。

◎議案第73号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程25、議案第73号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により尾村忠雄君及び、代表監査委員、大坪監査委員の退場を求めます。

(15番 尾村忠雄君 代表監査委員 大坪博之君 退場)

○議長(山川直保君) 説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 本日、住所・氏名等を記載しました議案書をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

議案第73号 郡上市監査委員の選任同意について。郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長

日置敏明。

識見を有する方のうちから選任をさせていただく委員といたしましては、郡上市八幡町の大坪博之さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。今般、平成28年から1期4年間お務めをいただいております大坪監査委員の任期が、今年4月29日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を監査委員として選任しようとするものでございます。

また、議会議員のうちから選任させていただく委員としましては、郡上市白鳥町の尾村忠雄議員でございます。生年月日は記載のとおりであります。議会議員のうちから選任させていただく委員につきましては、議員任期の末日をもって全委員の任期が満了となりましたことから、新たに委員を選任しようとするものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号については、議会規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採択をいたします。

議案第73号について、原案に同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案に同意することに決定いたしました。

お二方は、入場を許可します。入場をお願いします。

（15番 尾村忠雄君 代表監査委員 大坪博之 入場）

◎議案第74号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程26、議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 議案第74号 市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。市長等の給料の月額の特例に関する条例及び教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、市長等の任期の末日を期限として実施している市長等の給料の減額措置について、当該期限を4年間延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、改め文と新旧対照表がついてございますけれども、その後に添付しております資料をごらんいただきたいと思います。

資料の2番、主な改正点をごらんいただきたいと思います。

本条例改正につきましては、日置市長の一貫した方針により行われております市長・副市長及び教育長の給料の減額措置に関します2本の条例を同時に改正するという事で、改正条例として1本にまとめておりますので、改正する条例ごとに条立てして規定しております。

まず、第1条では、市長・副市長の給料の特例条例であります市長等の給料の月額の特例に関する条例の一部改正を行っております。

1点目は、市長の給料月額に係る特例措置としまして、現在10%の減額を行っておりますが、前任期の任期末であります本年4月10日をもって減額の期間が終了したことから、その期間を4年間延長しまして、令和6年4月10日までとするものでございます。

2点目は、副市長の給料月額に係る特例措置としまして、現在、5%の減額を行っておりますが、現任期の任期末であります本年5月13日をもって減額の期間が終了することから、その期間を4年間延長し、令和6年5月13日までとするものであります。

また、3点目としましては、現在、この特例条例自体が失効する日を副市長の任期末に合わせまして、令和2年5月13日と定めておりますが、これも同様に4年間延長し、令和6年5月13日までとするものであります。

4点目は、令和2年5月に支給する市長の給料の調整ということで、先ほど申し上げましたように、改正前の市長の給料月額の10%減額につきましては、本年4月10日までとされておりますが、この改正条例の施行日を本年5月1日としておりますので、4月分として支給する市長の給料においては、4月11日から30日までの分は減額しない額を一旦支給するということになります。

そこで、この10%減額を継続していくための手法としまして、その減額しなかった期間を日割りで計算しまして、10%減額をしなかった分となります、ここに計算式がありますけれども、5万2,754円を5月分として支給します10%減額後の74万6,100円から、さらに引いていくということになります。

よって、市長の本年５月に支給する給料に限り、その額を69万3,346円とするものであります。

次に、第２条では、教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正を行っております。

教育長の給料月額に係る特例措置としましても、副市長と同様に現在５％の減額を行っておりますが、これも、市長等の給料の月額の特例に関する条例に合わせて、本年５月13日をもって減額の期間が終了するということから、その期間を４年間延長し、令和６年５月13日までとするものでございます。

また、この特例条例自体が失効する日も、市長等の特例条例に合わせて、令和２年５月13日としておりますが、これも同様に４年間延長し、令和６年５月13日までとするものであります。

なお、施行期日は本年５月１日としております。

裏面をめくっていただきますと、上段の表は市長、副市長及び教育長の条例で定められた給料月額や特例条例による減額率、減額となる額、減額措置後の支給額が記載をされております。

また、中段の表は、市長、副市長、教育長の期末手当を含む給与年額の減額措置による影響額が一番右の欄です。一番右の欄に記載をされております。

それから、下段の表ですけれども、これは同じく市長等の給与改定の経過をあらわしております。平成21年度から現在の減額措置を実施されておりますが、同時に職員の給与改定に合わせて条例で定める給与月額も引き下げられてきました。

ただ、平成30年度からの給料月額をごらんいただきますと、若干引き上げられておりますけれども、これは、一番下の米印に記載されておりますように、55歳以上の部長級に対して行われておりました1.5％の減額制度が終了したことにより、それにあわせて市長等が実施しておりました減額措置を取りやめたということによるものでございます。参考にしていただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第74号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第75号について(提案説明・委員会付託)

○議長(山川直保君) 日程27、議案第75号 令和2年度郡上市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長(古田年久君) それでは、議案第75号でございます。令和2年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について。上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和2年4月15日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページおめくりいただいて、一般会計補正予算書(第1号)の1ページをお願いいたします。

令和2年度、郡上市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,970万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272億3,370万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、お配りしております事業概要説明一覧表に記載してございますので、これを参考に御審議をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長(山川直保君) お諮りします。ただいま説明のありました議案第75号については、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。議案第75号は、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第75号については、会議規則第44条第1項の規定により、4月16日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号については、4月16日午後4時までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定いたしました。

◎議選挙第3号について

○議長（山川直保君） 日程28、議選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

関係者が議場におみえですので、日置市長、退場を求めます。

（市長 日置敏明君 退場）

○議長（山川直保君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、日置敏明君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました日置敏明君を、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました日置敏明君が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

日置敏明君、入場をお願いします。

（市長 日置敏明君 入場）

○議長（山川直保君） 再度申し上げます。ただいま指名いたしました日置敏明君が、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました日置敏明君に、会議規則第32条第2項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを告知いたします。

ここで、日置敏明君より御挨拶をいただきます。

○市長（日置敏明君） ただいまは、岐阜県後期高齢者の医療の広域連合議会議員として選挙をしていただきました。その職責を果たしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。当選されました日置敏明君には、今後ともよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。私も、議長に選任されてから初の議会で行っていただきましたけれども、大変ふなれでございましたけれども、議員の皆様方、また執行部の皆様方には、円滑な審議、また慎重審議を賜りまして、まことにありがとうございました。今日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 2時24分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会臨時議長 野 田 勝 彦

郡 上 市 議 会 議 長 山 川 直 保

郡 上 市 議 会 議 員 本 田 教 治

郡 上 市 議 会 議 員 長 岡 文 男